

壮警町告示第9号

平成29年壮警町議会第1回定例会を、次のとおり招集する。

平成29年2月24日

壮警町長 佐藤 秀敏

記

1 期 日 平成29年3月9日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）固定資産評価審査委員会委員の選任について
- （2）専決処分の承認を求めることについて
- （3）専決処分の承認を求めることについて
- （4）専決処分の承認を求めることについて
- （5）専決処分の承認を求めることについて
- （6）監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （7）壮警町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- （8）職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （9）職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （10）一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （11）壮警町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- （12）壮警町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- （13）壮警町遊学館条例の一部を改正する条例の制定について
- （14）西胆振消防組合の共同処理する事務の変更及び西胆振消防組合規約の変更について
- （15）平成28年度壮警町一般会計補正予算（第12号）について
- （16）平成28年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- （17）平成28年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- (18) 平成２８年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について
- (19) 平成２８年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第４号）について
- (20) 平成２９年度壮瞥町一般会計予算について
- (21) 平成２９年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- (22) 平成２９年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- (23) 平成２９年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- (24) 平成２９年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- (25) 平成２９年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○応招議員（9名）

1 番 佐 藤 忒 君
3 番 毛 利 爾 君
5 番 真 鍋 盛 男 君
7 番 高 井 一 英 君
9 番 松 本 勉 君

2 番 菊 地 敏 法 君
4 番 森 太 郎 君
6 番 加 藤 正 志 君
8 番 長 内 伸 一 君

○不応招議員（0名）

平成２９年壮瞥町議会第１回定例会会議録

○議事日程（第１号）

平成２９年３月９日（木曜日） 午前１０時００分開会

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 会期の決定について
- 日程第 ３ 諸般の報告
- 日程第 ４ 行政報告
- 日程第 ５ 町政執行方針及び教育行政執行方針
- 日程第 ６ 議案第１号ないし議案第２５号
（提案理由説明）

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	忖 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君
会計管理者	小	松 正 明 君
総務課長（兼）		作 田 宏 明 君
税務財政課長	上	名 正 樹 君
住民福祉課長	小	林 一 也 君
経済環境課長（兼）		阿 部 正 一 君
商工観光課長	齊	藤 英 俊 君
建設課長	工	藤 正 彦 君
生涯学習課長	山	本 貴 浩 君
選管書記長（兼）		作 田 宏 明 君
農委事務局長（兼）		阿 部 正 一 君
監委事務局長（兼）		齋 藤 誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋 藤 誠 士 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（松本 勉君） ただいまより平成 29 年壮瞥町議会第 1 回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

1 番 佐藤 忖君 2 番 菊地敏法君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（松本 勉君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 3 月 17 日までの 9 日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 3 月 17 日までの 9 日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（松本 勉君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

議会一般、総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、一部事務組合議会報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案 25 件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松本 勉君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 本日、第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、定刻までにご出席をいただき、まことにありがとうございました。

平成28年第4回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第4回定例会以降における工事発注一覧表を配付してありますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。1月10日から11日の2日間で北海道、北海道開発局、札幌市や室蘭市等に所在する国、北海道の出先機関など、関係機関の代表、幹部を訪問し、新年の挨拶とともに本町町政運営について必要な支援等の要請を行いました。なお、2日間とも松本議長のご同行をいただいております。

次に、タイトップセールスプロモーションについてご報告申し上げます。去る2月13日から17日までの5日間、タイトップセールスプロモーションとして洞爺湖町長を初め、洞爺湖町と本町の観光事業者14名とともにタイ国に両町の魅力をPRしてまいりました。今回は、千歳空港に格安航空会社が乗り入れるなど、成長市場として期待される東南アジアの中で最も両町に入り込み数の多いタイをターゲットといたしました。現地では商談会、旅行会社への表敬訪問、タイ国際旅行博、九州、沖縄、北海道ビジネス交流会インバンコクへの参加など、精力的にPR活動と情報収集を展開してまいりました。昨年のタイ国王逝去に伴い年度末まで伸びが鈍化していますが、喪が明ける来年度には反動で大きな伸びが見込まれることから、現地旅行会社からもこの時期のトップセールスは効果が高いと評価を受けたところであります。冷涼で雪景色を楽しめることから、東南アジア観光客の北海道への憧憬は深く、この好条件を生かして今後も積極的にアピールし、さらなる観光客数の増加を期待するところであります。

次に、国並びに北海道が平成29年度に予定しております事業の概要についてご報告申し上げます。国は、経済財政運営と改革の基本方針2016を踏まえ、昨年に引き続き経済財政再生計画の枠組みのもと手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり平成25年度予算から平成28年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な指針としております。また、北海道開発予算では、第8期北海道総合開発計画に基づき、「世界の北海道」のキャッチフレーズのもと主要施策である人が輝く地域社会の形成、世界に目を向けた産業の振興及び強靱で持続可能な国土の形成を推進するための社会資本整備、国際競争力の強化等を重点事項とし、食や観光といった北海道の戦略的産業を振興するに当たっての前提となる災害に強い北海道の実現を目指すとともに、我が国の経済成長を支える北海道の戦略的産業の振興に資するストック効果の高い社会基盤の整備等を強力に推進するため、対前年度1.01倍の5,465億円が配分されたところであります。

壮瞥町内の国の事業では、蟠溪道路整備事業についてであります。蟠溪市街地の第2工区では平成28年度に引き続き用地買収と物件補償を進める予定と聞いております。蟠溪市街地から上久保内までの第3工区では、平成28年度は橋梁の測量設計を検討するため上久保内地区の地すべり観測の強化が必要なことから、新たな観測用として3孔のボーリングを行い、また3基のGPSを設置し、さらに年度内に1ないし2基を設置する予定であります。平成29年度は観測を継続し、有識者と協議をしながら橋梁の測量設計の検討を進めると聞いております。

また、平成22年度に発生した上久保内地区地すべりの対応状況についてであります。室蘭開発建設部と室蘭建設管理部による集水井等の整備により安定しておりますが、平成29年度においても新たな観測点を合わせて引き続き観測を実施しながら状況把握を継続するとのこととあります。

次に、北海道が実施する事業の概要についてご報告申し上げます。道路整備事業の道道洞爺湖登別線のうち、壮瞥温泉地区の（仮称）サンパレス工区約1.8キロメートル区間につきましては、終点側の約410メートルの区間において橋梁と歩道の整備を計画していると聞いております。

次に、（仮称）有珠山外環状線整備事業についてであります。東湖畔から滝之町をトンネルで結ぶ道道公園洞爺線、延長約1.6キロメートルにおいては、平成28年度から着工しておりますトンネル本体の工事が平成29年度には完成し、トンネルの前後の土工、路盤工を実施すると聞いております。また、立香から伊達市志門気に抜ける滝之町伊達線、延長約4.2キロメートルでは、橋梁下部と暫定盛り土、法面、排水工等を計画していると聞いております。

次に、地すべり関連の事業であります。平成28年度に室蘭建設管理部が上久保内地区の長流川で約270メートルの護岸整備と帯工4基の整備を行っており、また幸内地区において集水井2基を整備中であります。平成29年度は引き続き観測を継続する予定と聞いております。胆振総合振興局農村振興課が所管する幸内1地区地すべり対策事業についてであります。平成28年度は平成15年度から実施している地すべり防止工事が完成したことにより学識者等から意見を聞き、対策工がおおむね完成したと判断する概成判定の手続きを進めております。概成判定がされた後につきましては、胆振総合振興局と町が連携し観測を継続する予定となっております。昨年8月の台風以降各機関の観測で変位が見られましたが、その影響は落ちついてきております。今後も学識者や関係機関による連絡調整会議で情報共有を図るとともに、連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、農業関連についてであります。幸内弁景地区かんがい用水整備は当初平成26年度から3カ年の事業期間計画でしたが、事業費の確保の関係から事業計画1年を延長し、平成29年度までの事業として進められております。工事は順調に進められており、平成28年度末にファームポンド1カ所、幹線水路工、取水施設、散水施設、暗渠排水等が整備されております。平成29年度については、法面保護のための張り芝や工事の施工確認、供

用開始に向けた確認や地元調整を実施する見込みとなっております。受益者とも十分に意思疎通を図りながら事業完了となるまで北海道と連携して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上が室蘭開発建設部並びに北海道が平成 29 年度において予定しております事業概要であります。壮瞥町内では、国、北海道にて多くの社会基盤整備が実施されております。その中でも道路、河川、防災対策は、住民生活や経済、社会活動を支える最も重要な社会基盤であります。地域の実情に応じた整備についてより一層関係機関との連携を強化し、事業の実施、早期完成に向けて努めてまいり所存であります。

以上、平成 28 年第 4 回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（松本 勉君） これにて行政報告を終結いたします。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（松本 勉君） 日程第 5、町政執行方針及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成 29 年第 1 回定例会に当たり、町政執行に対する私の所信を申し上げ、議員各位を初め町民の皆さんのご理解とご支援を賜りたいと存じます。

私が、壮瞥町長として町政執行の重責を担い、早くも 2 期目折り返しの時期となりました。この間、温かいご支援をいただきました町民の皆様を初め、議員各位に心より感謝を申し上げます。

「住民協働のまちづくり」、「人に優しいまちづくり」、「産業力の向上のまちづくり」、「安全で住みよいまちづくり」のため、より多くの町民の皆様からご意見をいただく機会を設けることのほか、11 時間保育の実施や中学生までの医療費の無償化などの子育て環境の充実、各種ソフト事業を含めた定住対策事業など、これまで各種政策を展開してまいりました。しかしながら、平成 26 年に日本創成会議が公表した人口減少社会の到来予想のとおり、日本全体の人口減少が進んでいることは国勢調査からも判明しておりますし、本町においても、人口減少に歯どめがかからないのが現状であります。社会減による一定程度の減少はやむを得ないとも思っておりますが、減少のスピードを緩やかに抑えることができないものかと、今後も各種ソフト事業を継続し成果に結びつけていきたいと考えております。

昨年、12 月 22 日に閣議決定された平成 29 年度政府予算案では、過去最高の 97 兆 4,547 億円となっておりますが、地方財源である地方交付税が 2.2%減少の 16 兆 3,298 億円となっており、本町にとっては大変厳しい財政運営が続くものと予想しております。今後も、本町を持続させていくためには、老朽化が進んでいる上下水道施設などの社会インフラの計画的更新や、利用頻度の少ない公共施設のスリム化など、現在取りまとめを進めている行政改革大綱に基づく大胆な取捨選択に取り組む必要があるものと考えております。その

中で、人口減少が進む本町にとって、現行のまま役場組織を継続していくことは難しいと思っており、短期間では無理なものの5年先、10年先を見越した職員数の抑制とあわせ、行政改革実施計画作成のための推進本部を設置し、将来に向けて設置課の数を大胆に減らすなどの組織機構の見直しを進めてまいります。その前段として、本年4月から総務課、企画調整課、税務財政課、会計課の体制を変更し、総務課の中に企画部門と財政部門を統合し、他の小規模町村の組織機構を参考とさせていただき、会計課に税務部門を統合することといたしました。現在の課長職は、課長職のまま参事として、担当課の中で業務を横断的かつ柔軟に対応していただくことを考えております。今後、本格的に行政改革に取り組んでまいりますと、町民の皆様にも一定のご負担をいただかなければ、施設を維持・管理していくことが難しくなることも想定しなければなりません。将来に向けて壮瞥町を継続させるためには、避けて通ることができないものと考えております。どうかご理解の上ご支援ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

政府は、政権与党の高い支持率を背景とし、積極的に各種政策が展開されていることは既にご承知のとおりであります。経済再生として一億総活躍社会の実現、官民一体での経済成長施策への重点配分、第4次産業革命などの推進、働き方改革の推進、そして財政健全化の両立を実現する予算として、過去最大となる予算を編成するなど、我が国の経済再生に取り組む強い姿勢がうかがえます。

しかし、国会において昨年12月上旬にTPP＝環太平洋経済連携協定の承認と関連法が一括承認されましたが、去る1月20日に就任されたドナルド・トランプ＝アメリカ大統領は、TPPからの完全離脱を宣言し、交渉の永久凍結を指示するなど、TPP協定自体が発効されない可能性が高くなっております。このため、今後の日本経済に与える影響がどれほどのものかはわかりませんが、政府には、一億総活躍社会の実現に向け、人口減少が進む過疎地に目を向けていただく政策に期待をしたいと思っております。

平成29年度に地方自治体に交付される地方交付税は前年度対比2.2%減少するものの、臨時財政対策債は前年度比較6.8%の増加となっております。

本町の平成29年度予算案では、これまでの交付実績を参酌し、普通交付税で15億円、特別交付税で2億3,000万円、臨時財政対策債で9,000万円を予定いたしました。今後の日本経済の不透明感や地域経済の好転予想も難しい折、引き続き健全な財政運営を念頭に置きながら、まちづくりの基本となっている第4次壮瞥町まちづくり総合計画の進行管理・検証などを進め、町民の皆様が安心して豊かさを感じることができるまちづくりを目指していく所存であります。

昨年の執行方針の中で申し上げておりました、「壮瞥高等学校の老朽化の問題や中学校統合後の学校のあり方、老朽化している公営住宅の建てかえ計画などについて、将来を見据えた方向性を平成28年度中に決定しなければならない。」としておりましたが、高等学校については、胆振西学区の生徒数の減少情勢を踏まえ、当分の間、老朽化は進んでおりますが一部修繕を図りながら現校舎での高校存続を進め、高校移転等の議論はしばらく状

況を見た上で改めて検討させていただきたいと考えております。また、中学校統合後の学校のあり方や老朽化している公営住宅の建てかえ計画については、中学校統合後6年間のうちに補助事業による改築、もしくは改修の検討とあわせ、公営住宅等長寿命化計画に基づく平成34年以降の建部改良住宅建てかえ建設場所の設定の時期が迫っていることや、いずれも多額の事業費になることを踏まえ財源対策の見通しを定める必要があることから、さらに検討を進めた上で改めて一定の考え方をお示しし、議員の皆様とも協議を進めていきたいと思っております。

平成26年度から取り組んできました定住対策事業において、一定程度の事業効果があったと認識しておりますが、人口減少に歯どめがかからない状況が続いております。人口増加に向けた画期的な方策も思い描くことはできませんが、継続して各種ソフト的な助成制度を広くPRするなど、定住政策に取り組んでまいります。老朽化が進んでいた仲洞爺団地については、昨年末に用地買収を終えることができたことから、本年度から平成31年度までの3カ年で3棟12戸の建設を進めるほか、有珠山噴火災害時等を考慮し、避難路としても重要な路線となる町道滝之町中島1号線の道路改良工事に着手いたします。平成29年度は主たる大型の事業がない中で、予算規模が大きくなっておりますが、前年度当初予算との対比事業費ベースで、幌別硫黄鉱山中和処理で6,550万円の増加、民間大規模建築物耐震改修で2億5,190万円の増加、橋梁改修と滝之町中島1号線道路改良などの道路新設改良で5,880万円の増加などのほか、各種施設等の保守管理経費の増加要因により、当初予算での収支不均衡額が1億9,000万円となることから、財政調整基金などの財源を充てることとし、限られた自主財源を有効活用することを念頭に、有利な補助金・交付金制度の活用や過疎債ソフト事業の活用を含めて予算編成をさせていただいたところであります。

その予算編成の概要について、ご説明申し上げます。

平成29年度の予算規模は、一般会計歳入歳出予算総額では、40億2,400万円で、対前年度当初と比較して2億5,800万円、6.9%の増加。5つの特別会計の合計は13億5,980万円で、対前年度当初と比較して1億2,280万円、9.9%の増加。一般会計、特別会計の総額では、53億8,380万円で、対前年度当初と比較して3億8,080万円、7.6%の増加を見込んでおります。

一般会計歳出について、経費別に申し上げます。

人件費では、平成28年度退職者数に対し採用者数の抑制や共済組合納付金等の減少などにより対前年度比3%の減少を見込んでおります。

物件費では、ふるさと納税特産品などの増加分もありますが、LED照明導入調査やスクールバス購入などの減少により、対前年度比6.2%の減少を見込んでおります。

維持補修費では、森と木の里センター周辺部分の修繕や各温泉施設の修繕、町道の維持修繕などの増加により、対前年度比14.7%の増加を見込んでおります。

扶助費では、近年増加傾向にあります医療扶助費や障害者の訓練等給付扶助費等を勘案

し、対前年度比 1.8%の増加を見込んでおります。

補助費等では、西胆振消防組合が整備する消防車両の更新等の増加分もありますが、平成 25 年度から 4 力年間実施しました農業生産性向上対策事業の終了や西いぶり広域連合負担金等の減少により、対前年度比 2.5%の減少を見込んでおります。

建設事業費では、民間大規模施設耐震改修や町道中島 1 号線道路改良、仲洞爺団地整備などの増加により、対前年度比 42.1%の増加を見込んでおります。

一般会計歳入では、自主財源である町税収入において、インバウンドの増加傾向による景気の持ち直しにより町民税で対前年度比 7.6%の増加を見込み、町税全体では対前年度比 1.1%の増加を見込んでおります。

地方交付税では、平成 28 年度に交付された普通交付税交付額 16 億 4,461 万円とし、当初予算額 16 億円との比較で 4,461 万円の増額となっておりますが、国の平成 29 年度地方財政計画で対前年度比 2.2%の減少となっていることや算定基礎人口の減少等を考慮し、15 億円を見込んでおります。

なお、繰入金では、財政調整基金繰入金について対前年度比 42.9%増加の 1 億 9,000 万円を見込んでおります。このため、平成 29 年度末の基金残高は約 18 億 1,000 万円になると予想しております。近年継続して財政調整基金繰り入れを行う予算編成となっておりますことは、大変厳しいことと認識し、行政改革に取り組まなければならないものと改めて認識したところであります。

費目別と特別会計の説明につきましては、さきの所管事務調査の際にご説明申し上げておりますので、省略させていただきますが、人口減少は今後も一定程度続くものと思っておりますし、増加に転じさせることは至難なことと思っております。人口増加に向けて多様な皆様にご意見を拝聴させていただくことができれば、有効なものは政策に反映させていきたいと考えております。将来に向けて壮瞥町を継続することができるよう、また、町民の皆さんが安心して豊かさを感じながら暮らせるまちづくりに、全力で取り組んでまいりたい決意であります。

議会議員の皆様並びに町民の皆様に、今後とも一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 教育長。

○教育長（田鍋敏也君） 私からは、教育行政執行方針を申し述べさせていただきます。

我が国は、急激な少子・高齢化により、生産年齢人口の減少が見込まれ、また、グローバル化が進展する中で、先を見通すことが困難な社会情勢となっております。

これらを克服し、将来にわたり持続可能な地域社会の形成を成し遂げるためには、人口・経済そして地域の課題に一体的に取り組むことが必要とされており、その根幹には、教育による「人づくり」が重要とされています。

新年度は、新しい壮瞥中学校がスタートします。

去る 1 月 28 日、久保内中学校の閉校式典が挙行されましたが、式典に 266 名、惜別の会

に 191 名が出席されました。

地域総がかりで、子供たちに生きる力を確実に身につけさせる教育活動が実践されてきた「久保内校区の教育力」を引き継ぎ、新生壮瞥中学校をよりよい学びの場としていくことが、本町教育にかかわる全ての関係者の務めと考えています。

本町は、昨年 10 月 1 日より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を踏まえ、新教育委員会制度へ移行しました。

教育委員会といたしましては、新たな体制のもと、「人づくり」が地域社会・国をつくる基本であるとの認識のもと、全ての教育関係者が役割と責任を自覚し、教育行政を推進してまいり所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

まず、学校教育についてですが、今、学校教育に求められているのは「社会を生き抜く力」の確実な育成です。

教育は、子供たちの一生を左右する重要な仕事で、1 人の教師の確かな教育実践が、子供たちの成長と将来に直結することから、教師力・指導力を高める不断の取り組みが重要です。

このため管理職のリーダーシップのもと、校内研修や自己研さん機会の充実を図るなど、学習が楽しく、わかる喜びを実感させる授業ができるよう、全ての教師の力量を高める取り組みを推進してまいります。

また、地域の子供は地域全体で育てるという理念のもと、保育所、小学校、中学校の接続と相互の連携を強化するとともに、幼少期に最後まで粘り強く、意欲的に取り組む姿勢と自信を育むなど、社会を生き抜くために必要な力を育成してまいります。

「確かな学力の育成」については、全国学力・学習状況調査や公費負担で実施している標準学力調査などの結果をきめ細かく分析し、学習の定着度や望ましい生活習慣の確立に向け、学校と保護者が共通の目標を設定するなど、少人数の特色を生かした、一人一人の成長を促す取り組みを充実させるとともに、学習規律の確立やタブレット端末の活用などにより、確かな学力を育成してまいります。

「豊かな心の育成」については、平成 30 年度から「特別の教科」となる「道徳」教育の充実を図るとともに、全ての教育活動を通じ、生き方や社会とのかかわりについて考え、「規範意識や倫理観」を育成する取り組みを進めてまいります。

「健やかな体の育成」については、学校は運動やスポーツに接する最も身近な場であり、スポーツ活動は体力の向上とともに、集中力、判断力、最後までやり遂げる力を育むなどさまざまな効果があります。スポーツの大切さ、楽しさについて理解を促し、一人一人が体力の向上と成長を実感できる取り組みを実践してまいります。

こうした学校での取り組みとともに、子供たちの知徳体のバランスのとれた育成には「望ましい生活習慣」の確立に向けた各家庭での取り組みが不可欠です。

「家庭学習のてびき」などを活用し、生活リズムを整え、学習・読書習慣を確立させる

取り組みを継続するとともに、電子メディアが子供たちに与える影響について理解を深め、メディア利用に関するルールづくりに向けた機運の醸成と具体的な取り組みを推進してまいります。

いじめの問題と不登校の対応については、教育相談の充実や学校内での情報共有などにより「未然防止」と「早期発見」を図るとともに、校種間の引き継ぎの徹底、スクールカウンセラー等との連携を図るなど、きめ細かな配慮のもと根絶、解消に向けた取り組みを推進してまいります。

体罰については、教職員の意識の向上を図る取り組みを継続してまいります。

特別支援教育については、教師が理解を深め、一人一人のニーズに合った適切な支援を行うため、研修の充実や関係機関と連携を強化するとともに、支援員の配置など必要な措置を継続してまいります。

本町は、「ユネスコ世界ジオパーク」内に位置し、北海道遺産「雪合戦」の発祥の地であります。

この地域にしかないすばらしい景観と自然の恵みの中で豊かな農産物を生産し、「火山との共生」など、地域固有の歴史・文化を有する町です。

本町では、ボランティア団体によるヤマベの放流や壮瞥高校を核とした保小中高の連携、総合的な学習の時間で地域を調べ、まちづくりを提案する「子ども議会」など、特色ある教育が実践されております。

全ての活動を通して、地域への興味と関心を高め、壮瞥のよさを実感し、誇りと郷土愛を育む「ふるさとキャリア」教育を推進し、壮瞥町を持続させ、発展させる人材の育成に取り組んでまいります。

本年は、1977 年、昭和 52 年有珠山噴火から 40 年を迎えます。

近年、国内では、自然災害や大規模火災が発生しておりますが、緊急時に教職員と子供たちが的確に行動できるよう、防災教育を充実させるとともに、地域安全協会など関係機関と連携し、事件・事故の未然防止に努めてまいります。

また、経済的困難を抱える家庭に対して、就学援助を継続してまいります。

新年度は新しい壮瞥中学校がスタートします。

学校統合は、子供たちの教育を最優先に考えた判断ですが、整備後 39 年を経過する壮瞥中学校の望ましい教育環境の整備について、町長部局とともに検討を進めていく所存です。

統合後の空き校舎の活用については、壮瞥高校の校舎として活用する方策を基本に、議員の皆様と協議をいたしておりますが、その他の活用も含め、町長部局とともに検討・協議を継続してまいります。

また、学校施設等の維持管理については、壮瞥・久保内の両中学校の煙突のアスベスト対策を実施するほか、必要な補修及び教材・備品類の整備、更新を行うなど、安心して学べる環境づくりを推進する所存です。

「学校給食」については、平成 26 年度から、伊達市へ委託する形で運営しておりますが、

新たな学校給食センターによる運用については、新年度、平成 30 年 1 月からと承知しており、連絡、調整を図りながら適正に執行してまいり所存であります。

壮瞥高校は、平成 26 年度に「地域農業科」へ学科転換してから初めての卒業生を輩出しました。

生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、進学 9 名、就職 18 名で、本年度も卒業を前に全生徒が進路を確定しました。

非農家、町外出身の生徒が多い中で、農業・食品関連へ 10 名、町内事業所へ 3 名が就職予定であり、学校は着実に望ましい姿に変容しております。

新年度の出願者は、一般受験 24 名、推薦 2 名の計 26 名で、うち町内は 2 名となっております。

胆振西学区では多くの学校が定員割れとなっている中で、昨年度より 5 名増加したことは、教職員の特色ある教育実践と進路の実績等が、保護者、生徒及び中学校関係者に評価されていることによるものと認識しております。

新年度については、暖房機器の更新や農業教育に必要な機材を購入し、環境の整備や生徒の研修の充実などにより、担い手の育成や安定した進路の確定を図り、継続して生徒数の確保に努めてまいります。

また、壮瞥高校を拠点として、保育所園児、小・中学生が、食と農業の大切さと壮瞥のよさを体験的に学ぶ「ふるさとキャリア教育」を充実させるとともに、大学との連携や「コミュニティ・スクール」を導入し、専門機関や農家の皆様の力を教育に生かし、生徒の知識・技能の向上と一人一人の成長に結びつけていく環境づくりを行ってまいります。

このように農業高校の特色を生かした教育を学校・地域・行政が一丸となって推進し、地域産業を担う人材の育成を図り、町立高校としての存在意義を、町民の皆様にご理解いただくよう努めてまいります。

以上、学校教育について述べました。

明治維新、戦乱による荒廃、天皇の遷移といった危機にあった京都では「まちづくりは人づくりから」という理念により、国による学制が創設される前から、子供がいる家も、いない家も、世帯（かまど）の数に応じた「かまど金」により、地域制小学校がつくられ自主的に運営されました。

「子供の教育」にお金も、汗も、知恵も出し合い学校を運営しよう、こうしたコミュニティ意識が危機を救い、現在の京都の礎を築き、これがコミュニティ・スクールの基本理念になったと言われております。

壮瞥町においても開拓時から、住民が主体的に学校にかかわり、その伝統は、現在でも継承されており、その基盤を生かし、平成 27 年度から「コミュニティ・スクール」を推進しています。

社会教育ではさまざまな団体や有識者の協力を得て、土曜日や長期休業（夏休み、冬休み）を活用し、子供たちの体験やスポーツの活動を実践しています。

新年度においては、こうした特色を生かし、地域社会と密接な連携により、各学校の教育をより豊かなものとしていくため、「社会に開かれた教育課程—学校づくり—」を推進し、地域総がかりで子供たちの「生きる力」を育む社会の形成に向け、継続して取り組んでまいります。

次に、社会教育についてですが、平成 27 年度に策定した「第 7 次社会教育中期計画」に基づき、町民一人一人の学習ニーズに対応し「いつでも、どこでも、誰でも」学ぶことができる生涯学習社会の実現を目標として、各種事業を推進しております。

町民の皆様が生涯にわたって、暮らしに生きがいと充実感を感じながら、健やかに豊かな生活を送ることができるよう、中期計画に沿って、ふるさと教育や芸術文化の振興、読書の推進、体力の向上などの生涯学習事業を進めてまいります。

家庭教育についてですが、保護者は子の教育に第一義的責任を有するものであり、生活に必要な習慣を身につけさせ、自立心の育成や心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされています。

親力つむぎ事業を継続するとともに、育児サークルとの交流や保育所、健康づくり部局などと連携し、子供たちとのかかわり方や家庭教育の大切さについて理解を深める取り組みを充実させてまいります。

良質な体験活動が子供たちの成長を促します。

子ども郷土史講座や、芸術鑑賞会を初め、日本の伝統文化である新春書き初め大会などを学校、地域社会との連携のもとで継続実施し、青少年の豊かな心と生きる力を育ててまいります。

豊かで充実した生活は心身の健康が基本です。山美湖大学や文化教室などを推進するとともに、女性団体連絡協議会や青年会などの主体的な活動やリーダー養成を継続して支援してまいります。

また、豊富な経験や本町の社会教育事業で学んだ知識、技能を有する方を「人材バンク」に登録する制度の確立を図り、広く活躍する環境を整えてまいります。

芸術・文化の振興については、地域交流センターを拠点とした芸術・文化活動を初め、芸術鑑賞ツアーを継続実施するとともに、文化協会や関係団体の活動を支援してまいります。

文化財の保護と活用については、郷土史料館友の会の活動を支援するなど、本町の歴史を次世代へ継承する取り組みを推進してまいります。

読書は言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにすることから、生きる力を育む上で欠くことのできないものです。

読書の喜びや楽しさを共有し、親子で読書に親しむ環境づくりを推進してまいります。

こうした本町の活動は、山美湖運営ボランティアや読み聞かせの会、図書運営ボランティアの皆様の主体的な活動により実践されています。新年度においても団体の皆様と協働して推進してまいります。

平成 27 年度より、中学生フィンランド国派遣事業を「本町の英語教育の中核事業」と位置づけ、実践的な会話力を身につけさせる取り組みを推進しています。

その成果は、結団式、交流、事業報告会などで、外国語を取り入れたスピーチを行う生徒の姿にあらわれております。

新年度においては、この取り組みを継続するとともに、小学校段階から系統的・計画的な英語学習プログラムづくりやケミカルヴィ学生訪問団との交流を通し、国際的な視野を持ち活躍できる人材を育成してまいります。

スポーツは、心身の健康の保持と体力の向上を図るとともに、地域や圏域の活性化といった視点でも大変重要です。

各種スポーツスクールやトップアスリートによる講習会の開催や体育協会、少年団の活動を継続支援するとともに、特定非営利活動法人の認可申請中であるそうべつ地遊スポーツクラブと連携し、町民の皆様がスポーツに触れる機会をふやすなど交流を促進してまいります。

また、フィンランドで盛んな「フロアボール」の普及を図るとともに、町民の体力向上とサッカーなどスポーツを志す若者や合宿の誘致に必要な環境の整備について検討を継続するなど、「スポーツによる地域創生」を推進してまいります。

以上、平成 29 年度の教育行政に関する主要な方針、施策を申し上げます。

我が町の先達者は、「人を育てる」ことが将来の社会を築く根幹と考え、開拓当初、困難を極めた日々の中、私財を出し合い、子供たちにとって望ましい教育環境づくりを行ってきました。

20 世紀 4 回の有珠山噴火や幾多の危機を克服し、形成された豊かな「町」を次世代に引き継ぐことが我々の使命です。

教育委員会といたしましては、「地域づくりの基本は教育であり、教育は未来の創造である」という信念のもと、全ての機関・団体が連携し、施策と事業を推進し、「人と地域が笑顔で輝き、希望を持って子育てしたくなる、教育のまち壮瞥」をつくってまいりたいと考えております。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（松本 勉君） これにて町政執行方針及び教育行政執行方針を終結いたします。

◎議案第 1 号ないし議案第 25 号

○議長（松本 勉君） 日程第 6、議案第 1 号ないし第 25 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤秀敏君） 平成 29 年第 1 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 1 号から議案第 25 号までの計 25 件であります。

議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現委員の中山雄三氏は、平成 29 年 5 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として引き続き中山氏を委員として選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、別添のとおり中山雄三氏の履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は 11 時 5 分といたします。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 11 時 05 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を継続いたします。

副町長。

○副町長（杉村治男君） それでは、引き続き議案の説明をいたします。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 42 億 2,958 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 330 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 3,288 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 29 年 1 月 1 日となります。

事項別明細書、7 ページの歳出から説明をいたします。衛生費、保健衛生費、温泉管理費で 330 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費となりますが、1 月 1 日に蟠溪地区ミックスタンクの配電盤とポンプ焼きつけ故障により地区全体へ配湯できない状況となりました。このため、翌日の 2 日に 2 基のポンプのうち 1 基の配電盤とつなぎかえにより仮復旧を実施しておりますが、配電盤の修繕とポンプの交換を行うための経費計上となります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 330 万円の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 5 億 1,540 万円に歳入歳出それぞれ 53 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,593 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 29 年 1 月 16 日となります。

13 ページの事項別明細書、歳出から説明をいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金、一般被保険者保険税還付金で 53 万 6,000 円の追加となります。こちらは、平成 19 年 9 月 1 日から社会保険に加入していた被保険者が国民健康保険の資格喪失届を平成 28 年 12 月 5 日まで提出されておられませんことが判明いたしました。このため、地方税法の規定により還付を受ける権利の時効消滅は 5 年であるため、平成 24 年度からの課税分について還付するための計上となります。

歳入では、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で 53 万 6,000 円の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4,323 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,323 万 9,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 29 年 1 月 16 日となります。

こちらも 19 ページ、事項別明細書、歳出から説明します。諸支出金、償還金及び還付加算金、保険料還付金で 6,000 円の追加となります。こちらは、被保険者が過年度分の所得税の更正の請求を実施したことにより平成 24 年度の後期高齢者保険料も減額更正する必要が生じたことにより還付するための計上となります。

歳入では、諸収入、雑入で 6,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、次のとおり専決処分する。

平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 42 億 3,288 万 7,000 円に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 3,388 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

専決処分は、平成 29 年 2 月 6 日となります。

こちら事項別明細書、歳出から説明いたしますが、25 ページです。商工費の観光費で 100 万円の追加となります。こちらは、2 月 4 日の午前中ですが、オロフレスキー場へ配置しております圧雪車の右側油圧走行モーターの破損により走行不能となったことによる修繕経費の計上となります。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で 100 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

議案第 6 号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

監査委員に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づき、普通地方公共団体の現金の出納は毎月例日を定めて、監査委員がこれを検査しなければならないと規定されておりますが、本町条例では毎月 20 日までに実施するものとする規定し、運用してきました。法令の解釈に基づき、管内他町の状況と同様に期日を 25 日と定め、期日変更の特例規定を含めて条例の一部改正を提案するものであります。

附則において、この条例は、公布の日から施行することとさせていただきます。

別に新旧対照表をつけておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 7 号 壮瞥町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

壮瞥町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、経験豊富な管理職の退職を契機として若手職員から管理職へ登用する必要があったことなどから、平成 24 年度に組織機構の見直しを行い、課の細分化を図り、これまで運用してきたところであります。しかし、人口減少が進む本町において、定員管理に基づきながら職員数の削減に努めなければなりません。その中で行政事務が減ることもなく、多岐にわたっていることから、今後の行政事務を組織として円滑に進めることができる体制とするため、企画調整課と税務財政課の財政部門を総務課に統合し、税務財政課の税務部門を会計課に統合することとし、それぞれの役割と機能を充実する必要があると判断し、条例の一部改正を提案するものであります。

なお、それぞれの課の課長は、課長職のまま参事といたします。また、総務課の中に行政改革推進本部を設置し、これからの行政改革実施計画の作成に努めてまいります。このたびの組織機構の見直しは、対外的に支障の少ない部分で行いますが、行政改革実施計画作成後には組織全体の見直しを進めてまいりたいと考えております。

このたびの条例の提案の部分でございますが、第 1 条に壮瞥町課設置条例の一部改正を、第 2 条に壮瞥町議会委員会条例の一部改正を、第 3 条に壮瞥町行政評価委員会条例の一部改正を、また第 4 条に壮瞥町町づくり審議会条例の一部改正を、第 5 条に壮瞥温泉地区等町づくり推進協議会条例の一部改正ということで条例が多岐にわたっておりますので、全体を網羅する形で条例改正の制定を提案として提出しているものであります。

なお、施行期日につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から施行することを予定してございます。また、経過措置に関する規定も附則で掲載しているものであります。

こちらにも別途新旧対照表を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 8 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらは、平成 28 年 8 月の人事院勧告に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成 28 年 12 月 2 日に公布され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されたことにより条例の一部改正を提案するものであります。

改正内容は、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大と法改正による文言の整理となります。

附則において、この条例は、公布の日から施行することとしてございます。

こちらにも新旧対照表を別につけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 9 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちらにもさきの議案第 8 号と同様のものとなりますが、人事院勧告に基づいての対応と

なります。関係法律の改正に伴い条例の一部改正が必要となったことによる提案となります。

内容につきましては、議案第 8 号と同様ですので、省略をさせていただきます。

議案第 10 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

こちら平成 28 年 8 月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成 28 年 11 月 24 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されることにより条例の一部改正を提案するものであります。

改正内容は、扶養手当額の変更となりますが、配偶者について現行 1 万 3,000 円を 6,500 円に、子供について現行 6,500 円を 1 万円に改めるものであります。ただし、緩和措置として平成 29 年度は配偶者について 1 万円に、子供については 8,000 円とする内容となっております。附則でこの部分は掲載をさせていただいております。

なお、附則において、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するということで規定をさせていただきます。

こちら新旧対照表を別につけておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 11 号 壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部改正の施行に伴う介護保険法等の一部改正に伴い、条例の一部改正を提案するものであります。北海道が指定及び指導している通所介護事業所で利用定員が 18 人以下の小規模事業所については、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型通所介護事業所となり、事業所所在地の市町村に指定及び指導権限が移譲されることから、その基本方針を規定するもので、厚生労働省令の規定による経過措置期間 1 年以内に制定するものであります。

附則において、この条例は、公布の日から施行することとさせていただきます。

これも別に新旧対照表をお配りしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 12 号 壮瞥町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町立学校設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 31 日をもって壮瞥町立久保内中学校が閉校となるため、別表第 2 の第 2 項を削除する条例の一部改正を提案するものであります。

附則で、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとさせていただきます。

こちら別に新旧対照表をおつけしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

議案第 13 号 壮瞥町遊学館条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町遊学館条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

現在地方創生交付金を活用し、内部の改修工事を取り進めておりますが、3月末には完成し、部屋数と名称等に変更が生じることから、別表を改正するものでありまして、条例の一部改正を提案するものであります。

附則において、この条例は、平成29年4月1日から施行することとさせていただきます。

新旧対照表を別におつけしていると思いますが、これまで和室、講習室という表現で使っておりましたが、和室はそのままです。講習室につきましては、活動室、それから研修室1、2という形で改正するというものでございます。

次に、議案第14号 西胆振消防組合の共同処理する事務の変更及び西胆振消防組合規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、西胆振消防組合の共同処理する事務に火葬場に関する事務を加え、同組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

こちらは、火葬場の共同整備につきましては西胆振消防組合の枠組みを活用して整備することとなったことにより組合規約の変更が必要となり、提案するものであります。

こちらにも新旧対照表を別におつけしてございますが、その中のとおり名称の変更がございます。西胆振消防組合規約につきましては、西胆振行政事務組合規約という名称と変わります。それにあわせて事務に関する変更の部分、それから消防組合以外の職員の規定の追加、また費用、組合経費の支弁方法についての修正とあわせ文言の修正をするという内容となっております。

議案第15号 平成28年度壮警町一般会計補正予算（第12号）について。

平成28年度壮警町一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額42億3,388万7,000円に歳入歳出それぞれ1億1,043万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,431万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

こちらにも事項別明細書、歳出から説明をします。63ページとなります。総務費、総務管理費、文書広報費で20万円の減額となります。執行残の整理となります。

財産管理費で123万8,000円の減額となります。公共施設管理事業のうち修繕料はゆーあいの家配湯ポンプの修繕や久保内ふれあいセンターのタイル、電灯の修繕、北の湖記念館、来夢人の家などの修繕に要する経費の追加となります。その他の工事費については執

66 ページ、道路新設改良費では、財源区分の変更となります。国費要望額減少に伴う予算の整理と橋梁長寿命化整備事業のうち橋梁点検業務が起債対象外となったことによる整理となります。

水道費で 244 万 9,000 円の減額となります。簡易水道事業特別会計への繰出金の整理であります。

下水道費で 31 万 1,000 円の減額となります。集落排水事業特別会計への繰出金整理であります。

住宅費、住宅管理費で 17 万円の減額となります。執行残の整理となります。

住宅建設費で 2,494 万 5,000 円の追加となります。公営住宅等整備事業の執行残の整理とあわせ、建部B団地と壮瞥温泉団地の屋根ふきかえ、外壁塗装工事について平成 29 年度事業前倒し配分による追加計上となります。

消防費で 476 万 4,000 円の減額となります。消防組合負担金の整理であります。

67 ページ、教育費、教育総務費、教育委員会費で 10 万円の減額となります。執行残の整理となります。

高等学校費、高等学校総務費で 84 万 3,000 円の減額となります。高等学校運営事業及び高等学校教育振興事業は、いずれも執行残の整理となります。

社会教育費、交流センター費で 40 万円の減額となります。地域交流センター管理経費及び町民会館、図書室分室管理経費は、いずれも執行残の整理となります。生涯学習推進事業は、12 月に指定寄附されたことによる備品購入経費の追加となります。

災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農林水産災害復旧費では財源区分の変更で、農業用排水路と林道災害復旧分の単費について起債対象外となったことによる予算の整理となります。

給与費で 1,000 万円の減額となります。平成 27 年度末の退職者 2 名分と高等学校職員分の額確定に伴う執行残の整理となります。

59 ページの歳入になります。分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金で 52 万 6,000 円の追加となります。

使用料及び手数料、使用料、土木使用料で 120 万 7,000 円の減額となります。公営住宅使用料現年分は、入居者の退去及び収入階層の変動による減額となります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 520 万 3,000 円の追加となります。国保分は、交付額の確定による整理となります。障害者自立支援給付費は、給付の増加による追加となります。

国庫補助金、総務費補助金で 20 万 5,000 円の追加となります。個人番号カード交付事務費となります。

60 ページ、土木費補助金で 450 万 7,000 円の追加となります。道路橋梁費補助金は維持、除雪経費、道路新設改良経費について国費の減額による整理となります。公営住宅費補助金は、平成 28 年度分の執行残の整理とあわせ 29 年度事業前倒し割り当てによる整理となります。住宅・建築物耐震改修事業補助金は、執行減による整理となります。

農林水産業費補助金で 2,200 万円の追加となります。地方創生拠点整備交付金となります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で 271 万 8,000 円の追加となります。国保分は、交付額の確定による整理となります。障害者自立支援給付費は、給付の増加による追加となります。

道補助金、総務費補助金で 10 万円の減額となります。農村環境改善センター改修分の地域づくり総合交付金の整理となります。

農林水産業費補助金で 263 万 4,000 円の追加となります。道営土地改良事業の確定分と台風被災者向けの補助金の整理となります。

土木費補助金で 95 万 4,000 円の減額となります。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入で 61 万 1,000 円の追加となります。入居者数の増加によるものであります。

61 ページ、財産売却収入、不動産売却収入で 11 万 3,000 円の追加となります。北電高压線下の立木伐採による補償費となります。

寄附金、一般寄附金で 972 万 9,000 円の追加となります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 80 万円の減額となります。財政調整基金繰入金で 7,745 万円の追加となります。

諸収入、雑入で 250 万 3,000 円の減額となります。

町債、総務債で 160 万円の追加となります。

農林水産業債で 90 万円の減額となります。

土木債で 220 万円の追加となります。

62 ページ、災害復旧債で 1,260 万円の減額となります。

給与費明細表につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をいたします。

53 ページ、第 2 表、繰越明許費では、総務費、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業で 20 万 8,000 円、民生費、臨時福祉給付金給付費、臨時福祉給付金経済対策分給付事業で 1,185 万 8,000 円、農林水産業費、農業費、農業研修生用シェアハウス整備事業で 4,400 万円、道営土地改良事業で 20 万円、農業基盤整備促進事業で 400 万円、土木費、土木管理費、民間大規模建築物耐震改修事業で 527 万 8,000 円、住宅費、建部 B 団地屋根ふきかえ、外壁塗装事業で 1,770 万円、壮瞥温泉団地屋根ふきかえ、外壁塗装事業で 2,090 万円、災害復旧費農林水産施設災害復旧費、林道駒別線災害復旧事業で 1,750 万円、計 9 件で 1 億 2,164 万 4,000 円であります。

54 ページ、第 3 表、債務負担行為補正では、追加で期間はいずれも平成 28 年度から平成 29 年度になります。庁舎清掃委託料、限度額 210 万 6,000 円、情報館清掃委託料、限度額 140 万 7,000 円、町道関内蟠溪線地すべり観測委託料、限度額 140 万円、幸内地区地すべり調査委託料、限度額 168 万 5,000 円、スクールバス運転業務委託料、限度額 1,150 万円、地域交流センター清掃委託料、限度額 73 万 5,000 円であります。

55 ページ、第 4 表、地方債補正では、変更で農村環境改善センター改修事業、限度額 1,970 万円を限度額 2,190 万円に、街路灯運営事業、限度額 600 万円を限度額 540 万円に、道営土地改良事業、限度額 1,970 万円を限度額 1,880 万円に、橋梁長寿命化整備事業、限度額 1,210 万円を限度額 500 万円に、公営住宅建設事業、限度額 2,380 万円を限度額 1,850 万円に、公営住宅改修事業、限度額 3,310 万円を限度額 4,770 万円に、林道駒別線災害復旧事業、限度額 710 万円を限度額 130 万円にするものであります。

また、廃止では、56 ページになります。上久保内地区農業用排水路補修事業、限度額 680 万円であります。

70 ページになります。議案第 16 号 平成 28 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

平成 28 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 5 億 1,593 万 6,000 円から歳入歳出それぞれ 4,306 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,287 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

77 ページの事項別明細書、歳出から説明をします。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で 1,171 万 7,000 円の減額となります。当初見込みの医療費より少なく、交付金額確定等により財源区分を変更するものであります。

退職被保険者等療養給付費で 100 万円の追加となります。退職被保険者の医療費増に伴う増額であります。

一般被保険者療養費では、財源調整による財源区分を変更するものであります。

保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費では、財源調整による財源区分の変更であります。

退職被保険者等高額療養費で 100 万円の追加となります。退職被保険者の医療費増に伴う増額であります。

78 ページ、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金で 300 万円の減額となります。納付金額確定に伴う整理となります。

介護納付金で 38 万 3,000 円の追加となります。こちらも納付金額確定による整理となります。

共同事業拠出金、高額医療費拠出金では、財源調整による財源区分の変更であります。

保険財政共同安定化事業拠出金で 4,000 万円の減額となります。拠出金額確定による整理であります。

諸支出金、償還金及び還付加算金で 926 万 8,000 円の追加となります。療養給付費等の確定に伴う負担金返還分となります。

75 ページ、歳入では、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金で 1,362 万 5,000

円の減額となります。

高額医療費共同事業負担金で 166 万 3,000 円の追加となります。

国庫補助金、普通調整交付金で 3,108 万 9,000 円の減額となります。

療養給付費等交付金で 201 万 9,000 円の追加となります。

前期高齢者交付金で 1,007 万円の減額となります。

道支出金、道負担金、高額医療費共同事業負担金で 166 万 3,000 円の追加となります。

道補助金、普通調整交付金で 1,301 万 3,000 円の減額、特別調整交付金で 444 万 9,000 円の減額となります。

76 ページ、共同事業交付金で 318 万 7,000 円の減額、保険財政共同安定化事業交付金で 4,637 万 6,000 円の減額となります。それぞれ交付額の確定による整理となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 4,710 万 7,000 円の追加となります。保険基盤安定繰入金軽減分で 15 万 5,000 円の追加、保険基盤安定繰入金支援分で 60 万 6,000 円の追加、財政安定化支援事業繰入金で 59 万 8,000 円の減額で、いずれも額の確定による整理となります。その他一般会計繰入金で 4,694 万 4,000 円の追加となります。

繰越金で 2,629 万 1,000 円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略をします。

議案第 17 号 平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 4,820 万 1,000 円に歳入歳出それぞれ 800 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5,620 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

こちら 84 ページ、事項別明細書、歳出から説明します。保険給付費、介護サービス等諸費で 800 万円の追加となります。介護療養型医療施設サービス利用者が当初予算時には月平均 19 人として計上しておりましたが、平成 28 年度途中で月平均 26 人と増加していることから、不足が見込まれる 2,100 万円を追加し、訪問介護と通所介護はいずれも利用者の減少に伴いそれぞれ 200 万円と 1,100 万円を減額して、不足分の経費を計上するものであります。

83 ページの歳入では、保険料、介護保険料、第 1 号被保険者保険料で 176 万円の追加となります。

国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で 200 万円の追加となります。

支払基金交付金、介護給付費交付金で 224 万円の追加となります。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金で 100 万円の追加となります。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で 100 万円の追加となります。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略

をします。

議案第 18 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について。

平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 1 億 3,949 万 5,000 円から歳入歳出それぞれ 232 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,717 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

90 ページ、事項別明細書、歳出から説明をします。総務費、総務管理費、一般管理費で 32 万 2,000 円の減額となります。実績による整理となります。

維持費で 18 万 9,000 円の減額となります。執行残の整理であります。

施設費、建設改良費で 181 万 3,000 円の減額となります。執行残の整理となります。

89 ページ、歳入では、使用料及び手数料、使用料で 43 万 4,000 円の追加となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 244 万 9,000 円の減額となります。

諸収入、雑入で 30 万 9,000 円の減額となります。

給与費明細書をつけておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

議案第 19 号 平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について。

平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 2,317 万 8,000 円から歳入歳出それぞれ 753 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,564 万 6,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

こちらでも事項別明細書、歳出から説明をいたします。98 ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水一般管理費で 56 万 5,000 円の減額となります。執行残の整理であります。

集落排水施設管理費で 80 万円の減額となります。執行残の整理であります。

集落排水施設費、集落排水整備費で 616 万 7,000 円の減額となります。執行残の整理となります。

公債費、集落排水元金では、財源区分の変更となります。下水道資本費平準化債の起債額変更による整理となります。

97 ページ、歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で 23 万 2,000 円の追加となります。

国庫支出金、国庫補助金で 35 万 3,000 円の減額となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 31 万 1,000 円の減額となります。

町債、下水道平準化債で 170 万円の減額、集落排水債で 540 万円の減額となります。

給与費明細書をつけておりますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思います。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲ですので、説明は省略をいたします。

議案第 20 号から議案第 25 号までの 6 件につきましては、平成 29 年度壮瞥町各会計の予算であります。各会計の予算内容の概要についてご説明をいたします。

議案第 20 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計予算についてであります。

平成 29 年度壮瞥町一般会計予算を、別冊のとおり定める。

予算書のほうを見ていただきたいと思います。

失礼いたしました……失礼しました。議案第 19 号の集落排水の特別会計補正予算の第 2 表の地方債補正を申し上げておりませんでした。済みません。

94 ページになります。第 2 表、地方債補正ではいずれも限度額の変更で、下水道資本費平準化債、限度額 2,740 万円を限度額 2,570 万円に、集落排水機能強化事業、限度額 3,700 万円を限度額 3,160 万円にするものであります。失礼いたしました。

では、29 年度の予算について説明を申し上げます。

平成 29 年度壮瞥町一般会計予算。

平成 29 年度壮瞥町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 40 億 2,400 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 9 億円と定める。

それでは、予算書に基づき第 1 表の歳入歳出予算の款項の区分により説明をいたします。一般 1 ページ、歳入です。款 1 町税では 4 億 690 万 2,000 円で、前年との比較では 444 万 1,000 円の増となります。

第 1 項町民税 1 億 2,778 万 6,000 円、項の 2 固定資産税 2 億 245 万 5,000 円、項の 3 軽自動車税 648 万 5,000 円、項の 4 町たばこ税 2,419 万 1,000 円、項 5 入湯税 4,598 万 5,000 円を計上しております。

款の 2 地方譲与税では 4,000 万円で、前年との比較では 20 万円の減となります。項の 1 地方揮発油譲与税 1,200 万円、項の 2 自動車重量譲与税 2,800 万円を計上しております。

款の 3 利子割交付金 30 万円。

款の4 配当割交付金が70万円。

款の5 株式等譲渡所得割交付金50万円。

款の6 地方消費税交付金で5,400万円、前年との比較では2,100万円の減となります。

款7 ゴルフ場利用税交付金1,000円。

款の8 自動車取得税交付金610万円。

款の9 地方特例交付金30万円。

款の10 地方交付税17億3,000万円で、前年との比較では7,650万円の減となります。

内訳は、普通交付税で15億円、特別交付税で2億3,000万円を計上しております。

款の11 交通安全対策特別交付金1,000円。

款の12 分担金及び負担金1,066万4,000円で、前年との比較では726万4,000円の減となります。項の1 負担金898万8,000円、項の2 分担金167万6,000円を計上しております。

款の13 使用料及び手数料1億1,867万2,000円で、前年との比較では138万7,000円の減となります。項の1 使用料1億332万円、項の2 手数料1,535万2,000円を計上しております。

款の14 国庫支出金3億4,385万6,000円で、前年との比較では1億484万円の増となります。項の1 国庫負担金1億173万円、項の2 国庫補助金2億4,088万円、項の3 委託金124万6,000円を計上しております。

款の15 道支出金5億7,448万円で、前年との比較では1億9,271万2,000円の増となります。項の1 道負担金6,643万2,000円、項の2 道補助金1億7,781万4,000円、項の3 委託金3億3,023万4,000円を計上しております。

款の16 財産収入3,703万6,000円で、前年との比較では227万6,000円の増となります。項の1 財産運用収入2,400万9,000円、項の2 財産売払収入1,302万7,000円を計上しております。

款の17 寄附金4,250万1,000円で、前年との比較では3,000万円の増となります。

款18 繰入金2億1,688万1,000円で、前年との比較では5,090万9,000円の増となります。

款の19 繰越金1,500万円で、前年と同額を計上しております。

款の20 諸収入1億2,460万6,000円で、前年との比較では857万3,000円の増となります。項の1 延滞金加算金及び過料20万5,000円、項の2 町預金利子1,000円、項の3 貸付金元利収入32万7,000円、項の4 雑入1億1,887万3,000円、項の5 受託事業収入520万円を計上しております。

款21 町債3億150万円で、前年との比較では2,980万円の減となります。

一般8 ページ、歳出では、款1 議会費で4,072万5,000円を計上しており、前年との比較では158万3,000円の減となります。

款の2 総務費で2億6,408万7,000円を計上しており、前年との比較では5,224万3,000

円の減となります。項の 1 総務管理費 1 億 2,476 万 5,000 円、項の 2 財政費 2,358 万 5,000 円、項の 3 徴税費 510 万 2,000 円、項の 4 戸籍住民基本台帳費 332 万円、項の 5 選挙費 36 万 2,000 円、項の 6 監査委員費 87 万 6,000 円、項の 7 企画費 1 億 584 万 8,000 円、項の 8 統計調査費 22 万 9,000 円を計上しております。

款の 3 民生費で 5 億 1,386 万 4,000 円を計上しており、前年との比較では 673 万 1,000 円の増となります。項の 1 社会福祉費 1 億 9,370 万 1,000 円、項の 2 老人福祉費 4,642 万 1,000 円、項の 3 心身障害者福祉費 1 億 6,875 万 3,000 円、項の 4 児童福祉費 1 億 494 万 1,000 円、項の 5 災害救助費 4 万 8,000 円を計上しております。

款の 4 衛生費で 5 億 7,852 万円を計上しており、前年との比較では 2,537 万 7,000 円の増となります。項の 1 保健衛生費 4,870 万 5,000 円、項の 2 清掃費 9,151 万 5,000 円を計上しております。

款の 5 農林水産業費で 1 億 1,172 万円を計上しており、前年との比較では 2,773 万 7,000 円の減となります。項の 1 農業費 7,726 万 6,000 円、項の 2 林業費 3,395 万 4,000 円、項の 3 水産業費 50 万円を計上しております。

款の 6 商工費で 8,712 万 2,000 円を計上しており、前年との比較では 1,191 万 1,000 円の減となります。

款の 7 土木費で 8 億 1,351 万 5,000 円を計上しており、前年との比較では 3 億 3,168 万 1,000 円の増となります。項の 1 土木管理費 2 億 5,438 万 5,000 円、項の 2 道路橋梁費 2 億 3,886 万 9,000 円、項の 3 河川費 480 万 8,000 円、項の 4 水道費 5,908 万 8,000 円、項の 5 下水道費 9,749 万 9,000 円、項の 6 住宅費 1 億 5,788 万 6,000 円、項の 7 都市計画費 98 万円を計上しております。

款の 8 消防費で 2 億 1,376 万 6,000 円を計上しており、前年との比較では 4,149 万 4,000 円の増となります。

款の 9 教育費で 1 億 8,685 万 6,000 円を計上しており、前年との比較では 2,212 万 6,000 円の減となります。項の 1 教育総務費 3,139 万 3,000 円、項の 2 小学校費 3,792 万 7,000 円、項の 3 中学校費 3,118 万 5,000 円、項の 4 高等学校費 3,760 万 5,000 円、項の 5 社会教育費 1,808 万 4,000 円、項の 6 国際交流費 1,817 万 2,000 円、項の 7 保健体育費 1,249 万円を計上しております。

款の 10 災害復旧費で 20 万 5,000 円を計上しており、前年との比較では 40 万円の減となります。

款の 11 公債費で 5 億 2,619 万 5,000 円を計上しており、前年との比較では 641 万 6,000 円の減となります。

款の 12 諸支出金で 130 万 6,000 円を計上しており、前年との比較では 2,000 円の増となります。

款の 13 給与費で 6 億 8,411 万 9,000 円を計上しており、前年との比較では 2,487 万 4,000 円の減となります。

款の14 予備費で200 万円を計上しており、前年と同額を計上しております。

第2 表、債務負担行為では、期間はいずれも平成29 年度から平成32 年度となります。
壮瞥町公共施設管理運営委託料6,160 万円、壮瞥町野営場管理運営委託料1,696 万円、看護師等奨学資金交付金28 万8,000 円であります。

第3 表、地方債では、コミュニティーFM放送局事業、限度額270 万円、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率については5 %以内、ただしとして利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とします。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮、もしくは繰上償還または低利債に借りかえることができるとしております。以下、町有地活用事業、限度額70 万円、街路灯運営事業、限度額400 万円、ジオパーク推進事業、限度額360 万円、地域公共交通対策事業1,020 万円、緊急通報システム管理委託事業、限度額120 万円、強い農業づくり事業、限度額430 万円、道営土地改良事業、限度額30 万円、昭和新山国際雪合戦事業、限度額670 万円、洞爺湖ロングラン花火大会事業、限度額1,100 万円、橋梁長寿命化整備事業、限度額710 万円、町道滝之町中島1 号線道路整備事業、限度額4,560 万円、公営住宅建設事業、限度額5,280 万円、公営住宅改修事業、限度額1,320 万円、消防ポンプ自動車購入事業、限度額3,490 万円、学校教育施設石綿対策事業、限度額1,020 万円、生涯学習推進事業、限度額300 万円、臨時財政対策債、限度額9,000 万円の計18 件、総額3 億150 万円を計上してございます。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 0 時 1 4 分

再開 午後 0 時 1 5 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより昼食休憩といたします。再開は1 時10 分といたします。

休憩 午後 0 時 1 5 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案説明を継続いたします。

副町長。

○副町長（杉村治男君） では、引き続き議案の説明をいたします。

最初に、先ほど説明しておりました第2 表の債務負担行為の中で期間がいずれもということと説明をいたしました。看護師等奨学資金交付金につきましては期間が平成29 年度から平成30 年度でありますので、訂正をさせていただきます。

次に、議案第21 号 平成29 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算についてであります。

平成 29 年度の壮瞥町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4 億 9,450 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 8,000 万円と定める。

予算額につきましては、対前年度との比較では 4.1%、2,090 万円の減となっております。

では、国保の 1 ページからの歳入からご説明いたします。款 1 国民健康保険税で 7,920 万 1,000 円。

款 2 国庫支出金 1 億 6,510 万 7,000 円。

次に、款の 3 療養給付費等交付金 501 万 5,000 円。

款の 4 前期高齢者交付金 1 億 3,082 万 8,000 円。

款の 5 道支出金 4,138 万 8,000 円。

款の 6 共同事業交付金 3,753 万 2,000 円。

款の 7 繰入金 3,542 万 2,000 円。

款の 8 繰越金 1,000 円。

款の 9 諸収入で 6,000 円を計上しております。

歳出では、款の 1 総務費で 2,249 万 1,000 円。

款の 2 保険給付費で 3 億 6,597 万 8,000 円。

款の 3 後期高齢者支援金等で 4,809 万 9,000 円。

款の 4 前期高齢者納付金等で 6 万 3,000 円。

款の 5 で老人保健拠出金 5,000 円。

款の 6 介護納付金 1,927 万円。

款の 7 共同事業拠出金 3,358 万 9,000 円。

款の 8 保健事業費 447 万 8,000 円。

款の 9 諸支出金 22 万 7,000 円。

款の 10 予備費 30 万円を計上してございます。

次に、議案第 22 号 平成 29 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

平成 29 年度の壮瞥町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4,430 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1,000 万円と定める。

こちらの予算総額は、対前年度の比較では 2.1%、90 万円の増となります。

それでは、歳入のほうから申し上げます。款 1 保険料で 2,673 万 6,000 円。

款の2 使用料及び手数料で 2,000 円。

款の3 繰入金で 1,530 万 3,000 円。

款の4 繰越金で 1,000 円。

款の5 諸収入で 225 万 8,000 円を計上しております。

歳出では、款の1 総務費で 62 万 3,000 円。

款の2 納付金で 4,132 万円。

款の3 保健事業費で 225 万 5,000 円。

款の4 諸支出金で 2,000 円。

款の5 予備費で 10 万円を計上しております。

次に、議案第 23 号 平成 29 年度壮瞥町介護保険特別会計予算についてであります。

平成 29 年度の壮瞥町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 3 億 4,550 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 6,000 万円と定める。

こちらの予算総額は、対前年度との比較では 5.8%、1,890 万円の増となります。

では、歳入から申し上げます。款の 1 保険料で 6,401 万 9,000 円。

款の 2 国庫支出金で 7,966 万円。

款の 3 支払基金交付金で 9,239 万 2,000 円。

款の 4 道支出金で 5,540 万 5,000 円。

款の 5 繰入金で 5,401 万 8,000 円。

款の 6 繰越金で 1,000 円。

款の 7 諸収入で 5,000 円を計上しております。

歳出では、款の 1 総務費で 401 万 5,000 円。

款の 2 保険給付費で 3 億 1,872 万 6,000 円。

款の 3 地域支援事業費で 2,245 万 6,000 円。

款の 4 基金積立金で 1,000 円。

款の 5 諸支出金で 2,000 円。

款の 6 予備費で 30 万円を計上してございます。

次に、議案第 24 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算についてであります。

平成 29 年度の壮瞥町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 8,340 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は

5,000 万円と定める。

こちらの予算総額は、対前年度の比較では 32.9%、4,540 万円の増となります。

では、歳入から申し上げます。款の 1 使用料及び手数料 4,678 万 4,000 円。

款の 2 国庫支出金 915 万 2,000 円。

款の 3 繰入金 5,740 万円。

款の 4 繰越金 1,000 円。

款の 5 諸収入 2,406 万 3,000 円。

款の 6 町債で 4,600 万円を計上しております。

歳出では、款の 1 総務費で 4,850 万 4,000 円。

款の 2 施設費で 8,042 万 1,000 円。

款の 3 公債費で 5,417 万 5,000 円。

款の 4 予備費で 30 万円を計上してございます。

第 2 表、地方債につきましては、簡易水道施設整備事業で限度額 4,600 万円、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率については 5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法については、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえすることができるとしております。

次に、議案第 25 号 平成 29 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてであります。

平成 29 年度の壮瞥町集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 9,210 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1 億円と定める。

こちらの予算総額の対前年度との比較では 36.8%、7,850 万円の増となります。

では、歳入について説明をいたします。款 1 使用料及び手数料 2,759 万 8,000 円。

款の 2 国庫支出金 2,550 万円。

款の 3 繰入金 9,490 万円。

款の 4 繰越金 1,000 円。

款の 5 諸収入 3,530 万 1,000 円。

款の 6 町債 1 億 880 万円を計上しております。

歳出について、款の 1 集落排水事業費 1 億 9,968 万円。

款の2 管理型浄化槽事業費 588 万 6,000 円。

款の3 公債費 8,623 万 4,000 円。

款の4 予備費 30 万円を計上しております。

第2表、債務負担行為、水洗便所改造等資金貸付融資に係る損失補償で、期間は平成29年度から平成33年度であります。限度額は、融資金融機関が貸し付けする資金について借り入れ者が損失を与えた金額であります。

第3表、地方債では、下水道資本費平準化債、限度額3,510万円、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率については5%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率としております。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえすることができるとしております。農業集落排水機能強化事業、限度額3,050万円、農業集落排水施設整備事業、限度額4,320万円を予定しております。

以上が今定例会に提出いたします議案の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月10日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時26分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成２９年壮瞥町議会第１回定例会会議録

○議事日程（第２号）

平成２９年３月１０日（金曜日） 午前１０時００分開議

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 壮瞥町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 壮瞥町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 壮瞥町遊学館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 14 号 西胆振消防組合の共同処理する事務の変更及び西胆振消防組合規約の変更について |
| 日程第 16 | 議案第 15 号 平成２８年度壮瞥町一般会計補正予算（第１２号）について |
| 日程第 17 | 議案第 16 号 平成２８年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について |
| 日程第 18 | 議案第 17 号 平成２８年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第３号）について |

- 日程第 19 議案第 18 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 20 議案第 19 号 平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 21 議案第 20 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第 22 議案第 21 号 平成 29 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 29 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 29 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 25 号 平成 29 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 27 意見案第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	忖 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君
会計管理者	小	松 正 明 君
総務課長（兼）		作 田 宏 明 君
企画調整課長	庵	匡 君
税務財政課長	上 名	正 樹 君
住民福祉課長	小 林	一 也 君
経済環境課長（兼）	阿 部	正 一 君
商工観光課長	齊 藤	英 俊 君
建設課長	工 藤	正 彦 君
生涯学習課長	山 本	貴 浩 君
選管書記長（兼）	作 田	宏 明 君
農委事務局長（兼）	阿 部	正 一 君
監委事務局長（兼）	齋 藤	誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋 藤 誠 士 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
３番 毛利 爾君 ４番 森 太郎君
を指名いたします。

◎議案第１号

○議長（松本 勉君） 日程第２、議案第１号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第１号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第２号

○議長（松本 勉君） 日程第３、議案第２号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（松本 勉君） 日程第4、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） この過誤納還付金についてちょっとお尋ねしたいのですけれども、昨日の説明では平成19年9月から28年10月までの間誤って国民健康保険に係る負担を納入していた。それを還付するのですけれども、この約10年間にわたってこのようなことが続いたということは、いろんな理由はあるにせよ、今後このようなこと二度と起こさないために考えることが必要でないかなと。ですから、内部的にこれを教訓として考えることが必要でないかな。何かお聞きするところによると、この保険税については国民健康保険からほかの保険に変わったときは必ず届け出なさいという、本人の申し出ですか、これは基本になっているようです。そこで、やはりまだそれを正しく理解していない。10年近くもこのような状態が続いたということは、やはり住民の皆さんにきちっと周知することが必要でないかな。来る4月になりますと1年で一番多くの転入、転出があるのでないかと考えられます。また、保険証の書き換え時期、こういう時期などを捉えて広報活動をして、このような誤りを二度と繰り返さない方法を今後考えていく必要があると思っていますが、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

本件につきましては、約10年ほど社会保険に加入した後の国民健康保険の喪失の手続が漏れていたということでございます。世帯主等がちょっとかわった等の部分がございます。制度趣旨、また社会保険のほうに加入された際に国民健康保険の世帯として加入しているということがご本人さんのほうでも認識がちょっと足りなかった部分だったのかなというふうに思っております。国民健康保険の加入の際、社会保険等に加入された際には喪失の手続等が必要ですよというようなお話も窓口のほうでさせていただいているところでございますし、社会保険の加入をされた場合、各事業所のほうで国民健康保険等に加入されていれば喪失の手続が必要ですよというようなご案内がされているものと承知をしているところでございますが、制度上どうしても社会保険、国民健康保険、こういったものであるのかといったご理解をいただくためにも各事業所、もしくは社会保険事務所ないし

町の国民健康保険に関するお知らせの中でもそういったことのお知らせをしていく取り組みについては今後も引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第4号

○議長（松本 勉君） 日程第5、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号

○議長（松本 勉君） 日程第6、議案第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） 今回修繕料ということで2月4日にオロフレスキー場の圧雪車の修繕ということで100万円ということがありますけれども、この圧雪車の故障した原因、それをお聞きしたいのと日ごろからの点検状況、整備状況もお聞きしたいというふうに思

います。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、この故障が起きた原因でございますが、まずこの故障の内容についてですが、走行中に走行油圧モーターの破損が判明して、作動できなくなったという状況でございます。この圧雪車は導入後8年経過しているということでございますが、一般的なスキー場の圧雪車よりはかなり稼働時間が少ないということで、まだまだ耐用年数が来ているという状況ではございませんが、その原因について専門業者を呼びまして調査、対応させたわけでございますが、なかなかその原因については判然としないということでございました。その後修理いたしまして、その後は順調に稼働しているということで、今後すぐに更新しなければならないという状況ではないということをご報告申し上げます。また、日ごろの点検作業につきましても現場のほうで適宜定期的に点検作業を行っておりますので、そういった部分の不備はないかと思いますが、今後も機械を長もちし、大切に使うように現場のほうにも指導していきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第6号

○議長（松本 勉君） 日程第7、議案第6号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（松本 勉君） 日程第8、議案第7号 壮瞥町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4番、森太郎君。

○4番（森 太郎君） この議案第7号の組織改編によりまして財政面でどのような効果が出てくるのかという部分についての考え方、それと行政事務が広範囲に広がっていく中で組織が統合されたことによってそれがどのような機能強化につながっていくのかという部分についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

2点ご質問があったと思います。まず、財政面という形でございますが、今回の組織改編にかかわることで財政面の有利さということでありましたが、今現状として4月から組織機構を改革しても、すぐには財政面が有利な状況にはならないのかなという形では認識してございます。ただ、将来的に少ない人数でも機能する組織を目指して組織改編するわけでございますが、そういった中でいくと今現状でいけば課長職が参事職になるとか、そういう面での管理職の減と。ただ、管理職の減だけではなく、きちっとした組織が業務に対応できるような組織となれば、基本的に将来的には財政面で有利な形になるのかなというふうに認識してございます。また、機能強化の面でございますけれども、以前に平成17年、合併協議があったころに当時課を統合するという形があったと思います。また、そのときには今回の改編とは違って何々担当という形で担当参事職で対応していたというふうに認識してございます。ただ、今回はその当時の人数よりもまた人員が減ってきてございますので、今回は担当という参事を職ではなく、単純に課の参事と。横断的に対応していく。そして、その課の組織の中のマンパワーというのですか、人員を弾力的に運用して業務に励んでいかなければいけないのかなというふうに考えてございます。また、業務が今後減ることは多分ないと思います。多分国からのいろんな事務事業とか、そういう面はふえてくるのかもしれませんが、その組織もこれが正ではなくて、今後その状況に合わせて対応できるような形で考えていければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 何点か伺いたいのですけれども、今回提案は地方自治法の 158 条での条文に沿って提案されているので、異議はありませんけれども、158 条の第 2 項に内部組織の編成に当たっては事務及び事業の運営が簡素かつ公立的なものになるよう十分配慮ということが書かれており、これを狙って提案されたと思います。そこで、やはり今回の改編で全職員一丸となってこの目的が達成されるよう要望したいなと。そこで、新たに提案されている中で総務課の中に行政改革推進本部を組織して、設置して、行政改革実施計画作成後に組織全体を見直したいということも述べられておりますけれども、まだ発足していないのにこのようなことを聞くのはちょっと酷かもしれませんけれども、この行政改革実施計画は現段階でいつころまで作成しようという腹づもりでいますか。考えはどのような考えでこの推進本部について考えているか最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

確かに提案説明の中で行革推進本部と、総務課に置いてという形でございます。その中で総務課の中に係それぞれあるのですけれども、今回の 4 月 1 日から行革推進係という形のものを、係を 1 つ新設したいというふうに考えてございます。それは、この説明でもあったように行革の実実施計画ができるまでの時限的措置ということで推進係という形で設置しようという考えでございます。また、行革の推進計画につきましては、3 月末に一度この前ご説明した行革大綱を行政評価委員会のほうにかけてご説明して、その後 4 月以降 3 回ないし 4 回ほど行革推進について、実施計画について議論させていただき、10 月ぐらいまでにはある程度実施計画を策定して、ご説明できるようにしたいなというふうに考えてございます。現状としては予定としてそういう形でご認識いただければというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤君。

○議長（松本 勉君） 次に、今回提案されていないのですけれども、そのことについてちょっと私の考えを述べたいと思いますけれども、従来社会福祉協議会に委託し運営してきた地域包括センターを委託業務とせず、直接町が担当するということになっておりますね。管内で外部といいますか、委託しているのは壮警だけですね、町では。それで、ほかの町と同じように町が真剣にこの地域包括支援センター業務に取り組むという意気込みを感じるのですけれども、町の地域包括支援センターのホームページにこのように書かれております。壮警町からの業務委託終了に伴い、本ページというのはホームページです、本ページは平成 29 年 3 月 31 日で公開を終了しますと書かれてあります。これで私は正式に町が取り組むのだなということを確認したのですけれども、今回の組織改編の中できちっと住民福祉課の分掌の中に書き入れるべきでないかなという考え持ったのです。といいますのは、広く言えばこれは住民福祉課の分掌の 10 番目に介護保険に関する事項という項目

がありますけれども、今回のこの改正において 11 として地域包括センターに関する事項とやはり私は明文化すべきでないかな、そんな考えを持つのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 組織全体に関してのご質問でありますので、私のほうからご答弁させていただきたいと思いますが、現状では地域包括支援センターにかかわる業務も介護保険の関係でありますので、そういった中で整理をできればいいのかなというふうに現時点では考えております。ただ、従来から申しているとおり、行革を含めて 29 年度中には方向性を定めていきたいということで考えていますので、その中で規則等の部分については改めて検討させていただいて制定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 聡君。

○1 番（佐藤 聡君） その考えは一応わかりました。

そこで、やはり今回この条例が改正されると、壮警町行政組織規則というのがありますね。この中に詳しく各係の仕事が書かれております。ですから、この中に例えば住民福祉課の介護保険係の分掌事務の中に地域包括支援センターに関することとやはり私は入れていただきたいなと。これは、条例改正でなくて規則ですので、柔軟な体制がとれる、考え方で入れることができるのではないかなと。そしてさらに、壮警町地域包括支援センター設置に関する要綱、この改正も私は必要でないかな。要綱ですので、先ほど言ったように、やはり柔軟に対応できるのではないかな。第 2 条の中の実施主体に関する事項の第 2 項です。これは、他の団体に委嘱するということ書いてあるのです。そして、第 8 条に介護予防支援というのがあるのですが、この 2 項についてはやはり規則というか、要綱を改正するときに考慮していただきたいなということも申し上げて質問を終わりたいと思います。この規則の分掌事務の中に地域包括支援センターに関することということを入れていただきたいというのも可能かどうか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

先ほど副町長のほうから答弁がありましたとおり、住民福祉課所管であります 29 年度から壮警町地域包括支援センターについては直営化をしていくということでございます。介護保険の制度、広くさまざまな取り組みを今実施しているところでございます。地域包括支援センターに係る部分、また 29 年度からは生活支援体制整備事業等の取り組みをこれから行っていくところでございます。平成 29 年度には平成 30 年度からの 3 年間を期間とする介護保険の新たな取り組み等に関する計画等も予定をしているところでございます。議員ご指摘の部分につきましては、担当課といたしましても検討いたしまして、介護保険の制度として広く所管をする事務の中でこういった整理が可能かといったことを含めて検討していきたいと思います。また、ご指摘のありました設置要綱等についても今改正をする、直営化に向けて要綱等の改正の準備をしているところであり、29 年 4 月 1 日からの施

行に向けて現在取り組みを進めているところでございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 今回組織再編という形で示されたわけでありますけれども、ある意味これは首長が町政執行を進めていく中で一つの考えといいますか、そういう部分では理解をできるわけですが、そういう中で組織を再編するに当たってやはり合理化、今議論も行われておりましたけれども、最終的には職員数の削減、人件費等の低減ということを目指す合理化といいますか、そういう部分と、それから狙いとする町政を執行していく上で、また町を将来発展させていく上で戦略的に組織を再編するその2つの考え方があるのかなと思っておりますけれども、今回示された部分においては第5次の壮瞥町行政改革大綱を今まとめ上げている最中という中で、行政改革、いわゆるコスト削減に向けた一つの取り組みのスタートなのかなというふうなことを感じるわけですが、ある意味そういう意味では組織といいますか、課を統合してスリム化をしていくことは理解できるわけですが、今までの答弁の中にもありましたけれども、取り巻く環境という部分でいうと仕事の量がなかなか減っていかない、むしろ地方分権の流れも受けて、いろんな部分が地方自治体に対しての仕事、役割としてかかってくるという部分の中でなかなかそれが結びつかないという部分がある。そういうのも踏まえて、非常に現実的には対応職員も含めて対応するにはご苦労もあるのかなと思っております。例えば、例を挙げればOA化によって事務的な部分を低減するといっても、なかなか現実的にそういう効果があられずらくて、むしろ事務機器に対するコストが高まったり、またセキュリティーの部分で役割が重くなったりということで、なかなか職員の部分の低減コスト、人件費のコストに結びつかないという部分があるのかなと思っています。ただ、そうはいいまでも財政的に人口も減ってきて、交付税等々で縮減傾向にある、それに対応していかなければならないという部分もあるので、そのご苦労はよく理解できるわけでありますけれども、ある意味でそれを解消する手段として、やはり1つは行政だけでやっている事務、いろんなことも含めてどう関連機関といいますか、団体といいますか、そういう部分と役割分担をしながらそれぞれにそういう部分を削減していくことが必要であるし、またほかの自治体と広域連合等で広域しながら削減できる部分は削減していかなければならない。そういう部分での合理化ということも非常に重要なのかなと思っています。そういう部分の今後の進め方の考え方で、将来的に壮瞥町の職員数がどの程度を目指そうとされているのか、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

副議長おっしゃられるとおり、職員の削減と事務量の差異というか、その辺は確かにおっしゃるとおりかなと。OA化というか、今IC、インターネット関係、環境が整った中でいくと文章もすぐメールで流れてきて、あすまでに下さいとか、そういう状況な形で、本当に仕事のサイクルが短い中でたくさんこなさなければいけないというのが今の現状だ

と思います。先ほど言ったように、うちが町が行政として持っているものの分野を例えばアウトソーシングとか、それとかあとは広域連合という形の中でやっていけば、当然その業務量も減っていくのかなというふうには認識しているところなのですが、なかなかその辺がどこまで出せるかというのは今正直難しいところ。ただ、結構事務局とか持っている中でいけば、ある程度事務局も力がついてくれば、その団体が力がついてくれば事務局も役場ではなくて逆にその団体のほうに持っていったいただければ当然業務としても少なからず減っていくのかなと、そういうことも少なからず考えていかなければいけないのかなという形では考えます。また、広域とかの連携なのですけれども、いろいろ広域連合とやっていますけれども、その中で今でいくと多分行政システムの関係で広域連合とやっているのですけれども、それが本当になっているのかというところちょっと疑問なところも確かにあるところで、そういうあり方が今後どういう形になっていくかというのは検討しなければいけないのかなというふうに考えているところです。最終的に今後、先ほど森議員の質問にも答えさせていただきましたけれども、職員数の削減というお話で、これは基本的に行政改革をする上で当然住民の方にも今後負担をお願いするところもあります。多分なるでしょう。行政改革はそういう形の中で財政面で縮小していく中でいけば、当然住民の方々にもご負担をおかけするやもしれませんし、また自分たちが身を切る思いでという形もあって、人員をある程度抑制とか少なからず削減とかという形になっていこうという形に考えてございます。

平成 28 年の 3 月に定員管理配置計画という形で考えてございました。それを策定した中でいくと現有の考えでいけば 86 名、高校の職員含めて定員数が今大体 94 名、いろいろ事情あるのですけれども、大体 86 名程度で考えてございました。ただ、今後行革を踏まえてどういう形になっていくかという、それを今後検討していきたい、今年度検討していきたいと思いますけれども、今現状として 4 月 1 日、今の現在でいけば 83 名で 3 名減の状況です。ただ、4 月からどうなるかという退職者もございますので、81 名という形で、今の形の定員管理計画の中でいくと 5 名減の中で 29 年度 4 月 1 日からは対応していかなければいけないのかなと。ただ、退職者がなかなか今後続けているわけではないので、抑制も含めてやっていったときに将来的にどのぐらいの数なのかと。それは今後検討する中でいきますけれども、大体 80 名程度、当初考えたときよりも若干、今 81 名という形でお話しさせていただきましたけれども、その辺が限界なのかなというふうにはございます。ただ、高校とかいろんな、よく保育所が例えば民間にアウトソーシングした場合にそういうところでは減るかもしれませんが、現有としてはその程度なのかなというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） 今なかなか何名までという部分は答えづらい部分はあるのかなと。今経過、それに向けての取り組みをスタートしようかというときですから、それはある程

度理解できるわけですがけれども、一定程度の目標という部分は必要なのかなと思っています。それと、合理化の側面と、それからやはり戦略性、どううちの町の特異性を伸ばしていくといえますか、そういう形の中で税収が減ってくるので、抑制していくという考えはそれはもちろん一つの前提条件で必要なのでしょうけれども、同時に町税初め、それをどう上げる、もしくは維持していくかと。人口減少、高齢化を迎えた中でそれに対する施策展開をする上での人員なり組織のあり方という部分も同時に重要なかなと思っています。その辺の考え方をお聞かせいただきたいのと、それから職員数の削減という部分の中でなかなか仕事量が減らない。ですから、人員を削減するとすればそういう状況の中で仕事量がふえない、むしろ住民のニーズは多角化して、要望することも上がってきているという面もある面だと思います。それにどう答えていくかということもある中で職員の数を減らしていく。ある意味で例えば退職者減っていく中での採用を控えるというのも一つの手法でしょう。ただ、新しい人材が入らなければ組織としては続いていけないわけで、そういう意味でいろんな人材をやはり入れていくということも考えていかなければならないということもあるでしょうし、そういう中で考えていくとある意味正職員の数を抑制しつつ、仕事量が減らないとすれば、職員がスキルアップして仕事を兼務してやれる能力を高めていくというのも1つだと思いますが、いわゆる臨時職員なり嘱託職員というものを正職員にかわった形で補充していくという考え方も1つあるのだろうと、実際それはやっているのだろうと思っているので、退職した後の職員の再任用といえますか、そういうことも含めてあるのだろうと思っていますが、その辺も組み合わせた合理化、職員の数だけでない部分も出てくるのかなと思っていますが、その辺の考えについてお伺いしておきたいと。町の将来性も含めてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 全般的に副議長のご指摘のとおりさまざまな観点から検討しなければいけない事項ではあります。ただ、職員の削減だけがメインになられるとそれは行政としてはちょっとそこは違いますよと。ただ、抑制はしていく必要があるだろうという前提で今考え方をスタートさせていますので、必ず壮瞥町の職員数は何人ですよと今から目標を定めていくものではないと思っています。全国的に小規模の町というのはそれぞれ地域性ですとか産業形態ですとかの違いによって職員数というのは千差万別で、少ないところは40人程度で運営しているところもありますし、60人程度で、我が町みたく高校を持っているという観点でいけば80人を超える職員数で運営をしているというのもございますので、それは正解は多分何人が正解だというのはないというふうに認識していますので、そこはちょっとご理解をいただきたいなと思います。副議長言われたとおり、うちの町の税収というのが予算規模の約1割ぐらいですから、それは何とか維持していきたいなという思いではありますので、地域性としては有珠山という噴火の山を近くに抱えているという状況の中で新たな企業が進出するというのもなかなか難しい条件があると思いますが、そういった見方も必要だなというふうには認識していますので、そういった産業の

育成というのもこれからは、何が必要かは現時点ではわかりませんが、そういった誘致といいますか、参入していただけるようなところをこれまでと同様に探していくのも必要だなというふうに思っています。職員については、どうしても退職者不補充ですとかということを考えていくと運営上やはり非常に難しい状況もあると思います。そういった場合には、言われたとおり、臨時職員ですとか嘱託職員を一部には採用して運営していかなければならないのかなというふうには思っていますが、現時点では余り経費をかけないような形で行革の実施計画について考えていきたいなというところで、これからスタートの年ということでご理解いただければなと思っています。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 壮瞥町の組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（松本 勉君） 日程第9、議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号

○議長（松本 勉君） 日程第 10、議案第 9 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号

○議長（松本 勉君） 日程第 11、議案第 10 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4 番、森太郎君。

○4 番（森 太郎君） 一般職の給与に関する条例の改正ということで、内容的には扶養手当の改正ということでございます。それで、現行配偶者が 1 万 3,000 円から 1 年の緩和措置を経て 30 年から 6,500 円、半額になるということだと思います。それと、子供については 6,500 円から緩和措置を経過して 1 万円になると。でも、これ子育て支援政策と女性の社会進出という意図が見えていると思われるのですが、この制度改正の背景について承知していれば説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、総務課長。

○総務課長（作田宏明君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられたとおり、扶養手当の見直しという形でございます。これが配偶者の

部分が減って、子供の部分が多くなるという形の中で、人勤のほうでのポイントでございますが、昨今の状況、民間というか、状況を見ますと配偶者に係る手当が社会全体として共稼ぎ世帯が片働きの世帯よりも多くなってきているということを踏まえて、女性の就労をめぐる状況が大きく変化してきたということでございます。民間企業においては、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にもあるということも踏まえて、今回人勤では配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあることも踏まえて、今回社会全体の動きに合わせ扶養手当の配偶者の部分を下げていったという形でございます。その中で、下げた中で今後どうするのかという、下げられただけでは困るでしょうという形で、女性の社会進出も含めてどういった形で働きやすさを求めるかという形も考えなければいけないということで、国の税制調査会のほうでは配偶者控除の年収要件が103万円から150万円と、平成30年の1月からという形で上げる形で予定しているというふうにお聞きしてございます。その面も含めて共稼ぎができて、社会として女性進出ができる、なおかつその部分で得た収入についてもきちっと控除の部分も見直しをかけてやっていきたいのかなという形の部分が背景にあるのかなというふうに考えてございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（松本 勉君） 日程第12、議案第11号 壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 壮瞥町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（松本 勉君） 日程第 13、議案第 12 号 壮瞥町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 12 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号 壮瞥町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 13 号

○議長（松本 勉君） 日程第 14、議案第 13 号 壮瞥町遊学館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 壮瞥町遊学館条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（松本 勉君） 日程第 15、議案第 14 号 西胆振消防組合の共同処理する事務の変更及び西胆振消防組合同規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 規約変更について異議はありませんが、この規約の施行がことしの 6 月 1 日となっております。そして、従来の消防組合はそのまま続きますし、消防は加盟しておりますし、新たに火葬場に関する事務が加わる。そうすると、現在考えられている火葬場設置と運営、そして壮瞥町がこれに加入した場合、現在の壮瞥町の火葬場をどのように位置づけて運営していくのか、現段階で考えられていることについて説明願いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、スケジュールの関係だったのですけれども、施行が平成 29 年 6 月 1 日からということなのですけれども、この火葬場に関する一部事務組合の設立の予定が 29 年の 6 月 1 日ということになっております。この一部組合が設立された後 29 年度中に設計等の業務を開始する予定というふうになっておりまして、実際は平成 30 年度から工事に入りまして、今のところ実際の運用開始は平成 32 年の 10 月ということで、今の段階ではそういう予定で進んでいるところでございます。

また、現在の壮瞥町の火葬場ということなのですけれども、実際今町の火葬場は年間で大体 5 件、6 件ぐらいの利用で推移してございます。それで、町の一部事務組合化されるのは新しい施設の整備と運営ということに限られますので、この施設が整備された後も現在町の火葬場につきましては町の条例に基づいた管理運営を行うということになるのです。

けれども、実際はかなり施設が老朽化しているということもありますし、また壮瞥町、亡くなった方の大体8割以上の方が伊達市のほうの施設を利用しているということもありますので、かなり老朽化しているということもありますので、将来的には廃止ということ検討しなければいけないのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 西胆振消防組合の共同処理する事務の変更及び西胆振消防組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（松本 勉君） 日程第16、議案第15号 平成28年度壮瞥町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般5ページから。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 一般6ページ。

1番、佐藤 恣君。

○1番（佐藤 恣君） 6ページの心身障害者福祉、障害者自立支援費の扶助費について伺います。

この扶助費は、年々右肩上がりといいますか、例えば25年度はたしか1億1,000万程度でした。今年度は1億5,000万程度になるのですけれども、この扶助の内容だとか扶助対象者、もしも承知していればお知らせ願いたいと思いますけれども、以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

ただいまご質問のありました障害者自立支援費に係る部分でございます。25年度から右

肩上がりということですが、町内で4事業所、また自立支援に係る給付の利用をされる方が増加していることによって年々増加してきているところですが、おおむね今年度ぐらいの給付額で今後は推移していくのかなという推計をしているところではございます。給付の内容についてでございますが、介護給付、訓練等給付に係る負担金、あと障害児の施設利用に係る給付の負担金ということでございます。利用されている方といますか、利用に係るおおむねの人数でございますが、利用に係って、28年度に係る部分の利用者で延べ利用回数ということになります、おおむね1,200程度ということで現在のところ把握しているところでございます。

○議長（松本 勉君） ほかにございませんか。6ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般7ページ。

8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 農業研修センターシェアハウス整備事業4,400万予算化されておりますけれども、この施設の狙いと、それから収容人員、そしてそれはいつから供用開始の予定なのか、これについて伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、地方創生交付金を活用して今回整備をするというものでございまして、その申請一連にかかわりまして企画調整課のほうで所管をいたしましたので、私のほうからご答弁をさせていただきます。まず、目的でございますが、こちらは当然のことながら農業研修生等ということで、農業にかかわる方が本町に来て、いろんな研修であったり、体験であったり、ひょっとしたら新規就農を目指すという方もいらっしゃるかと思いますが、そういった方が短期間滞在できる、そういう施設が現状ではないということがありまして、それを整えて本町の農業振興の一助になればということで整備をするものでございます。実は、この事業の考案に当たっては過去からの町政懇談会ですとか、あるいは農業者との意見交換会の中でもこういったものが必要だというご意見があったということを聞いているのと、これに先立ちまして壮瞥町総合戦略というものを策定した際にも農業者の方との聞き取りであったり、あるいは戦略策定会議の中で出ていた意見、それら踏まえて反映をして、そこから発展して今度は交付金の申請をしたという経過でございます。

整備の内容でございますが、現状では大もとの施設をそのまま全面的に改築をしてということで増築とかは考えていないものですから、現状の施設をベースに考えて一応6部屋を整備をするということで準備を進めているところです。それから、供用開始につきましては、できるだけ早くというふうには考えておりますが、これから設計等も行っていかなければならない関係もありまして、できれば年明け、来年の1月ぐらいから供用できればいいなというふうには考えております。まだ最終決定ではございませんので、ご了承くだ

さい。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 2番、菊地敏法君。

○2番（菊地敏法君） 同じところで質問したいと思いますが、これはシェアハウスということで運営コストの軽減ということで維持管理経費を使用料で賄っていくということでありますけれども、この使用料はどのぐらいの額になっていくのかお聞きしたいのと、研修生等ということでありますので、研修生以外に関係するこういうかわりの、言ってみれば入る要件というのがあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） それでは、私のほうから答弁したいと思います。

まず、使用料ということだったのですけれども、もともとこの施設は、企画調整課長から説明あったとおり、農業研修生用の短期滞在施設ということで整備を検討しているものでございますが、一応どのような利用方法ということになりますとやっぱり新規就農を目指す農業の研修生ということ想定はしているのですけれども、まだ具体的なルールというのですか、既定といいますか、それはまだ決めてはございません。今ご質問あったように、どんな人を対象にするかですとか、またどんなような生活ルール、どんな使い方をするかですとか今言ったような費用をどうするか、あとは新規就農を目指す方は単身者の方でもいけばご夫婦の方でもいけばということで、その辺をどうするかということもまだ決まってはございません。これにつきましては、ただ役場内部だけで決めれるものでもないです。新規就農に係る検討会といいますか、協議会といいますか、実際農業者の方、今ちょっとご協力をいただいて、そういったような検討会みたいのを設置しまして、その中でいろいろ、今言った料金のこともそうですし、こういった対象にするかということもそうですし、そういったこと決めていきたいなというふうに考えてございます。今現在としましては、新規就農を目指す農業研修生ということ想定はしているのですけれども、具体的な、ではどういう方というのは今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） ほかに7ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、8ページ。

1番、佐藤恣君。

○1番（佐藤 恣君） 住宅費の住宅建設費について伺います。

ことしもB団地だとか、また壮瞥温泉団地の屋根ふきかえ、また壁の塗りかえを実施しました。ちょうどそのとき工事中に私はB団地の方を訪問する機会がありました。その方の家は、工事、養生というのですか、シートですずっと囲まれていて、日中でも電気をつけなければならない状態。これがやはり短い期間でなくて、住人の、住んでいる方から言われたのは工事期間を短縮できないのかと、そういう声がありました。素人の私にはあのよ

うな建物の工事、屋根のふきかえだとか、また壁の塗りかえ、どの程度の日数が必要かわかりませんが、住んでいる方からそのような声が聞こえてくるのです。それで、このような声についてどのようにお考えなのか伺いたと思います。

○議長（松本 勉君） これより休憩に入ります。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

建部B団地の改修工事等につきましては、住民の方には工事期間の周知ですとか、あと工事の内容によっては室内に入るときには日程調整等を十分に行いながら実施はしていたわけですが、今議員がおっしゃるような苦情についてはちょっと承知はしておりませんでした。例えば足場の設置ですとかそういう養生ですとか、工事の工程上分けてやったりとかというのが難しい場合ですとか、分割すると経費的にも多額になったりという場合もございますので、できることとできないことあるのかなというふうには思っておりますが、できるだけ住んでいる方にはご迷惑をかけない形で工夫できるところは行いながら実施をしてまいりたいというふうには思っております。

○議長（松本 勉君） 1番、佐藤 聡君。

○1番（佐藤 聡君） これで最後にしたいのですが、繰越明許で29年度実施するのですけれども、この工事はおよそ何月ごろに実施する考えでいるか伺いたと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

建部B団地の屋根、外壁工事につきましては、一度工事の前に耐力度調査というのをしないとだめなので、その調査をしてから行うことになると思います。今議員からも苦情の話もあったのですが、暑さですとか、光のかげんもそうですけれども、そういうことも考慮しながら時期的なものは決定していきたいなというふうには思っておりますが、現在まだ決定はしていませんけれども、多分秋ぐらいになるのかなというふうには思っております。壮瞥温泉団地につきましても同様に足場ですとか全体を囲うような工事になりますので、それも同様に時期的なものの考えながら発注したいというふうには思っておりますが、まだ決めてはおりませんが、同じく秋ぐらいから始めるような形になるのかなというふうに現在思っているところでございます。

○議長（松本 勉君） そのほか8ページありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、一般9ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、歳入、一般 1 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、歳入、一般 2 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般 3 ページ。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 続いて、一般 4 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正及び第 2 表、繰越明許費について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、第 3 表、債務負担行為補正及び第 4 表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 平成 28 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 12 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号

○議長（松本 勉君） 日程第 17、議案第 16 号 平成 28 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 平成 28 年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号

○議長（松本 勉君） 日程第 18、議案第 17 号 平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 平成 28 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号

○議長（松本 勉君） 日程第 19、議案第 18 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号 平成 28 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号

○議長（松本 勉君） 日程第 20、議案第 19 号 平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号 平成 28 年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号ないし議案第 25 号

○議長（松本 勉君） 日程第 21、議案第 20 号 平成 29 年度壮瞥町一般会計予算について、日程第 22、議案第 21 号 平成 29 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第 23、議案第 22 号 平成 29 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 24、議案第 23 号 平成 29 年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第 25、議案第

24 号 平成 29 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第 26、議案第 25 号 平成 29 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議案第 20 号から議案第 25 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号から議案第 25 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

議長において、委員長に菊地敏法君、副委員長に真鍋盛男君を選任することにいたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に菊地敏法君、副委員長に真鍋盛男君を選任することに決しました。

◎意見案第 1 号

○議長（松本 勉君） 日程第 27、意見案第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） 意見案第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっています。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められています。しかしながら、前回の統一地方選挙において町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、以上であります。

○議長（松本 勉君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議事の都合により3月11日から3月12日までの2日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、3月11日から3月12日までの2日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月13日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時23分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 9 年 壮 警 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

○ 議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 9 年 3 月 1 3 日 (月 曜 日) 午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

日 程 第 2 一 般 質 問

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	忖 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君
会計管理者	小	松 正 明 君
総務課長（兼）		作 田 宏 明 君
企画調整課長	庵	匡 君
税務財政課長	上 名	正 樹 君
住民福祉課長	小 林	一 也 君
経済環境課長（兼）	阿 部	正 一 君
商工観光課長	齊 藤	英 俊 君
建設課長	工 藤	正 彦 君
生涯学習課長	山 本	貴 浩 君
選管書記長（兼）	作 田	宏 明 君
農委事務局長（兼）	阿 部	正 一 君
監委事務局長（兼）	齋 藤	誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋 藤 誠 士 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、議長において

5 番 真鍋盛男君 6 番 加藤正志君

を指名いたします。

◎一般質問

○議長（松本 勉君） 日程第 2、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 平成 29 年第 1 回定例会に当たり、通告しております第 4 次壮瞥町まちづくり総合計画の進捗状況、進みぐあいと課題について質問いたします。

1 番目に、壮瞥町は第 4 次壮瞥町まちづくり総合計画を平成 22 年度を初年度に平成 31 年度までの 10 カ年計画を策定、平成 29 年度は 8 年目で、終盤を迎えますが、この策定した総合計画の進捗状況と課題について伺います。

2 番目に平成 29 年度に総合計画に示されているどの項目を重点的に取り組む考えかについても質問し、答弁をいただいた後質疑を交わしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 1 番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1 点目の第 4 次壮瞥町まちづくり総合計画の進捗状況と課題の把握についてであります。が、数値目標については平成 32 年の人口目標、3,000 人に対して平成 27 年国勢調査では 2,922 人となっており、平成 31 年を目標年とする他の指標については観光客入り込み数は目標 2 万人に対して平成 27 年実績が 238 万人、農業粗生産額目標 15 億円に對しまして平成 27 年の農林業センサスでは 13.4 億円、特定健診対象者の受診率は目標 65%に対して平成 27 年実績が 49.9%、メタボリックシンドロームの対象者、予備群の割合は目標 23.8%に対して平成 27 年度実績で 33.8%と目標を既に上回っているもの、未達成のもの、未到達であっても総合計画策定時より改善しているものなど状況はさまざまであります。また、

進行管理や評価については、毎年度該当事業の集約、進行管理を行っているほか、平成 25 年度には壮瞥町行政評価委員による事業評価等を行っております。しかし、地方創生総合戦略の策定後は評価対象を地方創生交付金対象事業に絞り込み、事務の簡素化を図っているため、現段階での総体的な評価数値などは取りまとめておりませんが、総合計画には各分野の施策が広範に盛り込まれ、その分取り組むべき課題也多岐にわたっていると認識しており、最終的な評価、分析を次期計画策定作業の中で行う予定でありますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

次に、2 点目のご質問についてですが、総合計画は本来総合的な推進が望ましいことは承知しておりますが、本町を取り巻く社会経済情勢の変化を的確に捉え、また限られた財源の中で取り組まなければならないことから、その年々によって濃淡が出てしまうのが現状であります。そのような背景のもと平成 29 年度においては本町のさまざまな施策に大きな影響を及ぼしている人口減少問題や健全な財政運営に向けた取り組みの強化が特に重要と認識しており、前者においては仲洞爺団地の建てかえや各種ソフト事業、後者においては現在取りまとめ中の行政改革大綱に基づく行政改革を具体的に進め、総合計画に位置づけた本町の将来像の実現に向け鋭意取り組んでまいり所存ですので、議員のより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 申しわけございません。先ほどの観光客入り込み数の目標、200 万人でございました。訂正させていただきます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 総体的に答弁をいただきましたので、順次質疑を交わしたいと思います。

この第 4 次壮瞥町まちづくり総合計画は、さきにも申し上げましたが、平成 22 年度から 31 年度までの 10 カ年計画であります。第 1 回定例会の初日の 9 日に町長が平成 29 年度町政執行方針の中でまちづくりの基本となっている第 4 次壮瞥町まちづくり総合計画の進行、検証などを進め、町民の皆さんが安心して豊かさを感じることでできるまちづくりを目指していくと述べられております。町民の皆さんは、この第 4 次壮瞥町まちづくり総合計画があることを認識している方は少ないのではないのでしょうか。この総合計画ができた平成 22 年 3 月に発行しております第 4 次壮瞥町まちづくり総合計画（平成 23 年から 31 年度について）というカラー印刷、4 ページのパンフレットがたしか 4 月の広報と一緒に配布されたと思います。そのパンフレットはこれです。これを見るとそういえばあったなと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、これが配布になっております。町民の皆さんの頭の中からまちづくり総合計画というのが果たしてどの程度認識されているのかなと。町長はこのまちづくり総合計画を町民の皆さんがどの程度認識しているかということについてももしもお考えがあれば伺いたいと思います。

また、町長は平成 26 年度の町政執行方針の中でこう述べております。厳しい町財政の健

全化と絡めて第4次壮瞥町まちづくり総合計画の進行管理、検証などを進め、安心して豊かさを感じることもできるまちづくりを目指しますと述べております。また、27年度、28年度は述べておりませんが、今回29年度では日本経済の不透明感や地域経済の好転予想も難しい中で、健全財政を念頭に置き、まちづくりの基本となっている第4次壮瞥町まちづくりの総合計画の進行管理、検証などを進め、町民の皆様が安心して豊かさを感じ取ることもできるまちづくりを目指していく所存でありますと述べております。町長は、町民の皆さんが安心して豊かさを感じることもできるまちづくりとはどのような内容を考えているのか、これについて最初に伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁いたします。

まず、町民の皆様の認識についてということでございますが、近年はそういったアンケート調査等も特に行っておりませんので、現状がどの程度かということは把握をしているわけではございませんが、ただ平成22年度に策定をした際、今佐藤議員のほうからお示しをいただいたパンフレットもそうですが、策定に当たりましてはアンケートから始まり、まちづくり懇談会ですとか、あるいはフォーラムを開いたり、あるいは「かけはし」という当時の情報誌ですが、そういったものを使って周知をしたりということで、行政としてできる周知は一定程度しているというふうに認識をしてございます。もちろん10年という長期計画でございますし、月日の流れの中で記憶が風化してしまうのかもしれませんが、少なくともある程度はご記憶にいただいているものではないかというふうに期待をしているところでございます。

それから、毎年の進行管理と検証についてということでございますが、こちらは各課でこの事業、総合計画にかかわる事業、登載をした施策、それらについてどの程度の進捗ができたか、あるいはどの程度の実績額があったかということは毎年度把握をしております。また、予算査定の中で当然検証作業等も行いながら、もちろん全ての施策が執行されているわけではないわけですが、ある程度はそれらについても総合計画に基づいて進めているものというふうに考えております。ただ、こちらのまちづくり計画は、ほかの計画と若干性格が違いまして、基本的に10年間のこのまちづくりの方向性をビジョンというか、それを総合的に示したものでございます。そういう意味で最上位計画というふうに言われておりますが、それらにひもついてというか、ぶら下がる形で例えば福祉であったり、公営住宅であったり、近年であれば定住促進、公共施設計画、あるいは総合戦略、そういった計画が位置づけられて策定をされております。基本的にそれを具体化していく、その作業はそれぞれの下位計画に基づいて進めているというのが現状でございますので、他の計画とは若干性格が異なるということをご理解をいただけたら幸いです。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 済みません。答弁で町民が安心して豊かに暮らせるまちづくりの具体的な答弁難しいかもしれませんが、そういう質問があったと思いますが、それ

はいいですか、企画調整課長で。

企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁が漏れておりました。大変申しわけありませんでした。

町民の皆様が安心して豊かに暮らせるまちづくり、まさしくこの総合計画に位置づけた大綱に掲げている目標でございます。それぞれの町民の皆さんが、当然価値観も違いますから、どこに重きを置かれているかというのは多様にあるのだろうと思いますが、総体としてこの町に暮らしてよかったと、この町で住みよい生活をしているというふうに感じていただけるということが豊かで安全なまちづくりなのだろうというふうに認識をしておりますので、町としても、当然のことながらそこが町としての行政の最終目標でございますので、少しでもそこに近づけるように進めていきたいというふう考えております。それについて具体的に、先ほども申し上げたように、総合計画にかかわるアンケート等はちょっと行っておりませんので、今が何%とか、そういった指標については現状では把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 答弁の内容はわかりました。

そこで、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、この総合計画は地域づくりの最上位の計画であるということ述べられております。これは総合計画の1 番目に書かれておりますけれども、2 番目には国、道、広域圏などの関係機関が尊重すべき計画、これは行政のかかわりだと思えます。そして、その3 として住民、民間活動の指針となる計画ですよということが3 番目に掲げているのです。その解説を下に何行かに分けて解説しているのですけれども、それを読んでみます。住民参画の方策を示し、住民の積極的な行政への参画を促すとともに、住民、民間活動の指針として位置づけられ、バランスのとれた地域づくりの推進のために目的、方針などを住民と行政が共有するものと述べているのです。この総合計画の役割をやはりいま一度行政と住民が確認することが必要でないかな。先ほど人口目標だとか経済目標、健康目標についての目標値に対する到達度といいますか、パーセントを示されておりますけれども、やはりこの目標値に近づけるために住民と行政が手を携えていくことが必要でないかな。ですから、この計画をつくるときにはアンケート調査もしました。審議会もつくりました。いろいろやっております。これは承知しております。また、六十数ページに及ぶ計画書の中にも恐らく書かれておりますので、それは理解するのですけれども、やはりいま一度私は、協働のまちづくりという言葉よく町長は言葉にしますけれども、そのためにもいま一度この総合計画について共通理解を図ることが必要でないかな、そんなことを考えております。このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

確かに議員のおっしゃるとおりで、策定の段階では、先ほど申し上げたように、さまざまな調査もあり、あるいは住民の皆様から委員になっていただいて町づくり審議会を開いて、この計画の骨子をまとめております。ただ、その後特に近年一定の年数がたって、まちづくりの総合計画、今回お示しをした例えば、では数値目標がどの程度までいっているかとか、そういったことを具体的に広報等に掲載をしたという記憶はございませんので、それらについては次期計画策定も視野に入れなければならない時期になってまいりましたので、ぜひ前向きに考えて、少しでも住民の皆さんと状況の情報共有をできるように努力をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

暫時休憩とします。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 20 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れですか。

企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご説明が若干不足しておりました。追加させていただきます。

具体的に、先ほど申し上げたとおり、まちづくり総合計画の進捗がというような表現で広報のほうには載せていないということは先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、まちづくり全般の課題といいましょうか、そういったことに関しては昨年度までの町政懇談会ですとか、そういった中で協議をする場面というのはつくらせていただいておりますので、あくまでもまちづくり総合計画の具体的な数値の進捗等についてはちょっと十分でなかったところがあるので、情報共有を進めていきたい。ただ、それ以外の課題等について全く共有していないということではございませんので、若干私の表現が適切ではなかったものですから、補足をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 今答弁ありましたけれども、行政改革の、行政評価委員会等の結果については広報でも読むことができるのですけれども、やはりもう少し町民と密着した関係の数値があってもいいのではないかなという気しております。

そこで、最初の答弁の中に人口目標、経済目標として観光客の入り込み数、これは 200 万が二百数十万になりましたということで報告ありましたし、また経済目標、壮瞥町は農業と観光の町ですと言われており、農業の生産額といいますか、これも 15 億円に対して

13 億幾らという答弁がありました。それに近づいております。また、特定健診受診率のほうについてもやはり少しずつ目標値には近づいていると私は理解しているのですけれども、人口目標や経済目標はただ単に幾ら努力してもこれは対外的なものが多く、大きく影響して、その目標達成には幾多の困難だとか課題があります。これは承知しております。しかし、健康目標、これについてはもっと住民の意識改革だとか、また直接関係する行政の担当者の積極的な働きかけによってこの目標値に近づけることができるのではないかな、そんなこといつも考えている一人です。ですから、目標の直近といいますか、近くまで引き上げ、健康寿命でいつまでも人生を送られるような町民健康づくり、これをやはり真剣になって取り組まなければならないのではないかと思います。そういう面でこのことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（小林一也君） ご答弁申し上げます。

住民の健康づくり等についてのご質問ということで、私のほうからご答弁させていただきたいと思います。議員ご指摘のとおり、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、特定健診の受診率等につきましては現在のところおおむね 50%前後で過去近年推移しているところでございます。これまで特定健診等の受診をされた方への勧奨、ご案内等もしているところです。また、これまで特定健診等を受診されなかった方に文書等でお知らせをしたり、いろんな講演会、住民が参加いただく場面での声かけといったようなことも行っているところでございます。健康づくりの意識向上の醸成のためには健康づくり、いかにして健康に生活をしていくか、暮らしていくかといったことの啓発が必要かということで、今年度も山美湖大学と共同で健康づくり講演会等を行いまして、健康寿命をいかにして延ばしていくか、健康を維持して生活をしていくかといったようなお話をさせていただいているところでございます。また、国民健康保険、介護保険等の取り組みの中でも高齢者を対象としたさまざまな健康づくりのお話ですとか、健康づくりに係る運動のプログラムを実施しているところでございます。今後も担当課といたしましては、引き続きそういった健康づくりの取り組み、また住民への健康寿命維持の取り組み周知といったことを積極的に行っていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 直接住民にかかわる、そして住民とともに協働のまちづくりの一環としての健康づくり、お互いに健康づくりの大切さを認識しながら進めていくことが必要だということは行政の考えも私の考えも一致しておりますので、これをやはり 29 年度も取り組んでいただきたいなということです。

そこで、人口目標についてちょっと述べたいと思います。人口目標は、全国の市町村が抱えている大きな課題で、壮瞥町だけで解決できるものではありません。人口減少が話題になりますとよく言われるのが国立社会保障・人口問題研究所の平成 25 年 3 月に発表さ

れた日本の地域別将来推計人口、これがよく引き合いに出されます。そして、2040 年といえますから、ことしから数えるとまだ 23 年後のことですけれども、壮瞥町の人口は 1,735 人となるということで、やはりいろんな話し合いの中で人口がこんなに減るのですよということがよく言われるのですけれども、2015 年の、2 年前です。平成 27 年度の国勢調査とその前の 2010 年の国勢調査の壮瞥町の人口を比較すると 304 人減少、約 1 割近い数が減少しているのです。この国勢調査の結果から見ますと、壮瞥町の 65 歳以上の老年人口といえますか、その割合は 43.1%、75 歳以上の後期老年人口の割合は 26.2%で、もう既に 4 人に 1 人が 75 歳以上の人がこの町に住んでいるということになるのです。これが今日壮瞥町の抱えている実態です。23 年後の人口推計を憂うのではなくて、あすに迫っている問題として私は捉えてこれからの施策を進めることが必要でないかなと考えます。そして、この老年人口がふえるということは、逆に言いますと、別な見方をしますと必然的に生産人口の減につながっているのです。また、10 歳から 14 歳までの年少人口、これにも注目しなければならないと思います。2010 年と 2015 年の国勢調査では、この 2 つを比較してみますと 47 人の減少です。そして、年少人口の割合は 10.3%ですから、人口の 1 割です。そのような状態ですので、やはり今後学校教育の問題にもつながってくる大きな課題になるのでないかな、そんな気がしてなりません。今申し上げたのは国勢調査です。これは 3 カ月以上ですか、同一町村に住んでいるとその町の人口に加わると私は聞いておりますけれども、つい最近、3 月 1 日に配布された町の広報、これの住民登録、人口動態、これが毎月出ておりますけれども、2,651 名ですから、実際の国勢調査の数と、期間はずれておりますけれども、200 名以上の差があります。それだけ少ないのです。このような町の人口構成状態で、人口が減少してもやはりこの町にいつまでも住み続けたいという人が大勢いらっしゃる。この皆さんにとってやはりいろいろな施策を私は考えることが必要でないかな。ですから、私は減少人口は町自体で幾ら努力してもこれを解決することはできないと思います。けれども、身近な人々がやはりこの町に住んで、先ほども最初にも答弁いただきましたけれども、そういう安心して住んでよかったなというまちづくりが私は求められるのではないかと思いますので、この点人口減少とまちづくりについて再度考えをお聞きしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、壮瞥町の人口、本当に減少の一途をたどっているところでもございます。ただ、やはりまちづくり総合計画を最上位にしながら、平成 25 年度から定住促進と公共施設の有効計画、あるいは地方創生の総合戦略等を策定しながら町民の皆さんがこの町に住んでよかったなと、また壮瞥町のいろんな施策を見て、壮瞥町に住んでみたいといったように思っただけのような施策も今進めているところでもございますけれども、まだまだ足りない部分もあるかなというふうに思っておりますけれども、ただやはりそこには財政的な負担も伴ってまいりますので、さまざまな財政状況も踏まえながら、今

後町民の皆さんにとってよりよいまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。また、近年はうちの町、よく言われることは企業誘致ができないかというお話もたびたび伺いをいたしますけれども、有珠山という噴火災害がやはりある一定期間に起こるということを考えますと、なかなか企業も来ていただけないのかなというふうには、そんなふうにも感じております。ただ、やはり今後そういった努力もしていかなければならないかなというふうに思っております。また、うちの町で生まれ育った子供たちが成長されて、高校、あるいは大学へと進学をされ、その後やはり他市町へ就職されるお子さんが非常に多いわけでございまして、それを何とかうちの町に住んで、例えば近隣の市町の企業にお勤めいただいて、うちの町から通っていただけるような、そういった呼びかけも努力をしていかなければならないかなというふうに思っております。自然減を防ぐわけにはなかなかまいりませんが、そういったことを地道に今後取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 1 番、佐藤 恣君。

○1 番（佐藤 恣君） 最後の質問にしたいと思います。

まちづくり総合計画、これは皆さんご承知のように 22 年から 26 年までを前期とし、また 27 年から 31 年を後期としているのです。そして、後期ももう、ことは 29 年ですので、ちょうど後期の真ん中の年にかかっております。

そこで、先ほどの答弁の中にもあったのですけれども、総合計画に位置づけた本町の将来像の実現という言葉を使っております。それで、この総合計画を読んでいますと、町のキャッチフレーズが総合計画の将来像という説明をしております。ですから、ここに 3 月 10 日の新聞あるのですけれども、その新聞に広告が出ております。そこにこう書いてあります。今読み上げるのは、総合計画の中にもある言葉ですけれども、「自然、人、町が響き、輝く壮瞥」、そしてその下に「火山のもたらした恵みの里」という、こういうキャッチフレーズが出ています。町民の皆さんはこの広告を見て、これ何だろうと疑問に思うかもしれませんので、このキャッチフレーズの将来像のこの言葉の中に隠れている将来像、ということなのか、ちょっと理解する上でこのキャッチフレーズの持つ意味、これをもしも承知していれば、ただキャッチフレーズに終わっているのか、それともこのキャッチフレーズの中にこういう意味があるのですよということをもしも承知していればお話ししていただければと思います。そういうことで私はこの質問終わりますけれども、よろしくお願い致します。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいまご紹介をいただいた「自然、人、町が響き、輝く壮瞥」、まさしくこの総合計画の定める将来像のキャッチフレーズでございます。これは、ジオパークの考え方をご存じの方であれば十分にすぐに飲み込めるかと思いますが、基本的にこの町のさまざまな資源、あるいは自然景観、農作物、こういったものは有珠山、この火山に起因している資源が多

数ございます。それらのもとで例えば当町の産業であれば観光であり、農業であり、そういったものが振興されているということを改めて認識をして、この火山の恵みを活用しながら持続的な壮瞥町を築いていきたいと思います、それがこの言葉にあらわされていると。そこに自然と人と町が絡み合っていくと、そんなようなイメージ、思いで将来像、キャッチフレーズを定めておりますので、ぜひ皆さんにご承知をいただけたら幸いです。

以上です。

○議長（松本 勉君） 次に、7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 質問事項、有害鳥獣被害対策の取り組みについて。

有害鳥獣対策の現状と事業効果について伺います。

1、電気柵の設置と有害鳥獣駆除状況について。平成24年より実施している電気柵の設置について現在の状況と効果を伺いたい。また、現在の有害鳥獣駆除の状況についても伺いたいと思います。

2、捕獲施設での捕獲状況と鹿の活用方法について。平成27年の所管事務調査の際に現地で説明のあった捕獲施設での捕獲された鹿の状況について伺いたい。また、捕獲した鹿の活用方法についてどのような方法をとっているのか伺いたい。お願いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 7番、高井議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の電気柵の設置と有害鳥獣駆除の状況についてであります、電気柵の設置については平成20年度においてエゾシカによる食害の実態調査を行い、リンゴの木の皮がエゾシカの食害に遭っている状況を把握いたしました。そのため、試験運用を経て、平成23年度から本格的に補助率2分の1の助成事業として予算化をしております。実績としましては、平成23年度は応募がありませんでしたが、24年度は21件、総延長25.9キロメートル、補助額289万6,000円、25年度は4件、4キロメートル、補助額59万2,000円、26年度は8件、9.5キロメートル、補助額113万5,000円、27年度は7件、6キロメートル、補助額106万9,000円、28年度は現在のところ4件、4.4キロメートル、補助額58万8,000円となっており、合計で44件、49.8キロメートルとなっております。効果についてであります、平成27年度に策定した壮瞥町有害鳥獣被害防止計画では、平成24年度のエゾシカによる被害状況が48.3ヘクタール、被害額1,072万2,000円となっております。これに対し平成27年度の目標は24ヘクタール、被害額530万円と定めております。27年度の実績は35.7ヘクタール、被害額415万1,000円で、平成24年度と比較すると面積で12.6ヘクタール、被害額で657万1,000円減少しており、計画以上の効果があつたと認識しております。また、有害鳥獣の駆除の状況であります、エゾシカは平成27年度193頭、平成28年度は平成29年1月末現在で155頭、アライグマは平成27年度86匹、平成28年度は68匹、カラスは平成27年度20羽、平成28年度は5羽となっております。

2点目の捕獲施設での捕獲状況と鹿の活用方法についてであります、エゾシカの捕獲施設、囲いわなについては平成26年度に東湖畔に、平成27年度に南久保内にそれぞれ設

置しておりますが、捕獲実態につきましては平成 26 年度に東湖畔の捕獲施設で 3 頭捕獲されていますが、それ以外は残念ながら実績がない状況であります。また、捕獲した鹿の活用方法としては、一部自己消費をしておりますが、それ以外は埋設処分をしている状況であります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 7 番、高井一英君。

○7 番（高井一英君） 1 点目で、壮瞥町有害鳥獣被害防止計画の平成 24 年度と平成 27 年度と比較すると設置された電気柵の効果で被害面積と被害額が減少したことは効果があるわれ、うれしく思います。今後さらに未設置の圃場が集中的に被害に遭うことが予想されますが、電気柵助成は希望者、申請があるうちは継続されるのかについて伺います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今の電気柵の助成事業、継続していくのでしょうかというご質問だったのですが、電気柵の補助事業を平成 23 年度から導入して以来エゾシカによる農作物被害、今町長から答弁ありましたように、かなり減少しておりまして、効果が大きいというふうに考えてございます。また、農業者の方からもすごく効果が高いというような話をお聞きしております。今後の継続につきましては、財政的なこともありますので、将来のことは何とも言えないのですが、平成 29 年度においては電気柵購入の助成を計上する予算計上をいたしましたし、できることであれば被害が続くうちはその先も継続していきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 7 番、高井一英君。

○7 番（高井一英君） 継続されるようよろしくお願いいたします。

鹿の捕獲はことしも前年同様に 190 頭前後になると思われますが、鹿の総頭数は全道、またはこの地域でも増加傾向にあるのか、また狩猟免許の取得を助成して、狩猟者はふえていると思いますが、女性の免許の希望者はおられたのか、また全国的にハンターの高齢化が心配されておりますが、町内の狩猟者の状況について伺いたい。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、エゾシカの全体的な分布ということだったので、北海道にエゾシカ管理計画というのがありまして、今第 4 期のエゾシカ管理計画というのがありまして、平成 24 年から平成 28 年までのものなので、その計画によりまして 1970 年代後半、40 年ほど前なので、そのころは鹿の分布というのはもともと雪の少ない道東、道北の一部に限定されていたということですが、その後暖冬の影響とかもあったみたいで、雪が多い西部といいますか、日本海側のほうに大体 1990 年以降分布が広がってきたといいますか、それで現在は日本海沿岸のほうにも分布は拡大しているというふうな報告がさ

れております。それで、道内全体のエゾシカの生息数としましては、今申し上げた北海道の第4期のエゾシカ管理計画という中によりますと、平成21年から平成23年ころまでが最高というか、過去最高点のピークで、約66万頭というふうに推定されております。その後捕獲などの効果もありまして、総数につきましては減少傾向にあるというふうに計画の中では記されております。それで、最近の報道、新聞発表の中で第5期の北海道エゾシカ管理計画が平成29年4月、この4月からスタートするということで報道の発表がありました。その計画自体まだ手元にはないのですけれども、その中では道内のエゾシカの生息数は約47万頭とされているということで、計画の中ではエゾシカを30万頭以内にするというような目標を設定したということです。また今後減少に向けての取り組みを進めるということになると考えられます。

また、ハンターの女性の申請者がいるかというご質問だったのですけれども、残念ながら壮瞥町内、女性の申請というか、ハンターの方はいないという状況になってございます。

また、猟友会のハンターの高齢化というか、現状はということなのですけれども、壮瞥町の猟友会、正式には北海道猟友会伊達支部壮瞥部会ということになるのですけれども、現在壮瞥町の猟友会は15名の会員がいらっしゃいまして、20代が1名、40代が1名、そのほかは全て50歳以上という状況です。中でも70歳以上の方が4人いらっしゃいます。数年前から見ると若干世代交代といえますか、ちょっと若返っているというのはあるかもわからないのですけれども、それでもどうしても若い方が少ないという状況となっております。要因としましては、狩猟免許の取得ですとか、銃器の所持に関する手続など、手間と出費と、あと危険といえますか、そういうこともあるということで、若い方にはなかなか手を出しにくいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 鹿は減っている傾向にあるということと、あと地域の猟友会の人も若返りつつあるということで安心しました。

それで、鹿は減っているのですけれども、今度今までいなかったアライグマの被害は今後増加が予想されるが、被害としては全町的に分布されているのか、それとわなの設置と設置されたわなにかかったときの処理の方法について伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

まず、アライグマの被害の状況なのですけれども、アライグマの被害、平成27年度ではアライグマの被害が面積にして5.6ヘクタールで、被害額にすると76万6,000円、その前の年、26年度であれば被害面積について5ヘクタール、81万5,000円ということで、被害の状況としましては横ばいといえますか、大体毎年同じぐらいの被害が起こっております。それで、アライグマの捕獲を毎年行っているわけなのですけれども、捕獲状況としましては平成28年度、今現在68頭、27年度は86頭、26年度は76頭ということで、こちら

のほうも同じぐらいの捕獲をしているというような状況でございます。アライグマは繁殖力が強いということもありまして、駆除はしているのですけれども、なかなか被害は減らないというか、横ばいといいますか、何とか横ばいを維持しているというような状況でございます。

また、アライグマのわなの関係なのですけれども、アライグマのわなにつきましては設置希望に、設置してほしいという希望がありましたら役場のほうに申し出ていただければ、役場のほうでわなの設置に伺うということです。その後アライグマがかかりましたら、連絡をいただいた上でこちらから回収に伺うというような流れになっておりまして、28、今年度からは民間企業のほうに委託をしておりますので、連絡役場のほうにいただければ、回収とかは業者さんが行って回収するというような流れになってございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） アライグマの増加も一定、横ばいということですので、今後も対応をお願いしたいと思います。

続きまして、2点目のエゾシカの捕獲施設、囲いわなの実績については少し残念に思います。囲いわなの活用について、冬期間は道路の除雪の問題があると思います。これから活用時期になると思うので、これから実績が上がる施設改善の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

囲いわなにつきましては、平成26年度に東湖畔のほうに設置しまして、平成27年度は南久保内に設置をしまして、その管理を壮瞥町の猟友会のほうにお願いしているところであります。設置場所につきましては、猟友会のほうと相談をしまして、鹿の通り道であろうと考えられるようなところで、さらに土地を借用できるようなところということで現在の場所を選定をしております。また、管理につきましては、猟友会にお願いしているところなのですけれども、猟友会のほうでもそれぞれ職業持っている中での活動というような事情もありますし、また高齢化しているですとか、あとわなに仕掛ける餌代の問題といったようなことがありまして、思ったような運営ができていなかったという状況でもありましたが、一応猟友会のほうからはできるだけ施設を有効に利用したいと思いますし、管理についても相互に協力して管理をしていきたいというような話もいただいておりますので、もう少し動向を見守りたいというふうに考えてございます。ただ、それでも、もう1年以上もたって効果はないわけなのですけれども、もうちょっとしばらく動向を見て、ただそれでももし効果が出ないということであれば、再度猟友会のほうとも相談して、場所の検討ですとか何か餌のやり方ですとか、そのあたりを相談していきたいなというふうに考えておりますが、もうしばらくちょっと様子を見て、動向を見たいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 囲いわなについては猟友会の人とまた協議して、実績上がらないようであれば、また一緒に取り組むという形なので、よろしくお願いしますと思います。

それで、一応この囲いわなで実績が上がるという形の中であると利用しやすかったのですけれども、次に鹿肉のことについてちょっと聞きたいと思います。最近エゾシカ肉を外国人の観光客の誘客に利用する動きが道内各地で起きている。ジビエ料理を好む外国人観光客のおもてなしとして活用し、地域振興と鹿肉の消費の拡大につなげる狙いがある。しかし、高品質で安全、安心な鹿肉を流通するためには肉処理施設が必要であるが、道が認証した施設は7カ所であると。それで、胆振振興局の管内でも鹿肉料理を提供している店は数軒あるので、近隣市町と協力して肉処理施設を含めた鹿肉の消費拡大に向けた取り組みが進められないかについてお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

鹿肉の活用ということなのですが、鹿肉の活用という、食肉に加工するということであれば、鹿を捕獲後速やかに1次処理をして、内臓を取り出して、その後食肉処理をして、洗浄して、解体して、食肉加工するというような流れになります。そのとき重要になってくるのは、まずは時間との勝負ということで、鹿は捕獲した後すぐに血が固まるということで、本当に短時間で内臓取り出す必要があるということと、また内臓を撃ち抜いてしまうと血が肉にまざってしまって食肉にならないということで首筋を撃たなければならないですとか、あとさらに衛生面の関係で、傷があるものは製品にならない、食肉として活用するのは多くの課題があるということです。さらに、本格的に食肉として活用を考えると、安定的に鹿肉を供給しなければならないということがありまして、鹿肉の活用の取り組みはなかなか難しいのかなというふうに考えてございます。

それで、ご質問にありました近隣市町村と協力してくれないかということであったのですけれども、実際のところ鹿肉の活用につきまして近隣町村と余り協議をしたことがないというのが実情でございます。どの町も鹿の捕獲事業行っているのですけれども、やはり食肉として活用するには処理をする施設が近くにないということで、食肉加工としての活用の検討が進まないのかなというふうに想像するところでございます。鹿肉の活用について近隣市町と協力、取り組めないかということなのですが、今どのように連携したらいいとか、そういうイメージを持っていないのが状況なのですけれども、伊達市あたりは年間のエゾシカ捕獲頭数が600頭前後ということで結構多いということもありますので、その処理についてどんなふうに考えているかというようなところから情報交換をしていただければいいかなというふうに考えてございます。

また、この近くに1次処理施設はないということなのですが、今議員おっしゃったように、道内7カ所ですか、一番近いところでは多分登別の処理場かなというふうに思

っております。ちょっと距離はあるのですけれども、今後もしちょっと距離はあって、行って、可能かどうか検討したことはないのですけれども、わからないのですけれども、そういうところと協議をしながら何かそういう方向を見出せばいいのかなというふうに思っております。もし可能であれば、そういったこと含めて近隣町村とも今後相談していけたらなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、高井一英君。

○7番（高井一英君） 私の質問については、これで最後にしたいと思います。

それで、私は囲いわなで鹿がとれないとどうしても肉の提供というのは難しいと思うのです。それで、やはり鹿肉は高たんぱくで低脂肪であるのですけれども、やはり処理が悪いと肉質がかたいとか臭いとかおいしくないという、そういうマイナスイメージも持っていますし、月齢に応じて違いますし、雄、雌でも差が大きいのが特徴でございます。それで、囲いわなで鹿が捕獲できるという形になりますとほかの選別、要するに若いとか年をとっているとかという部分も選択肢できますし、どれを提供できるかという形の部分も選択ができるという形になりますので、そうしますとそれに携わっているハンターの人の収入にもつながるという形があります。それで、昨年もしも雪合戦でエゾシカバーガーの販売がされていますので、何とか試作的なケースでもよろしいのですけれども、そういう肉を提供するという形の方策がとれないかを聞いて、私の最後の質問としたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

囲いわなの関係につきましては、先ほどご説明したとおり、何とか努力をしていきたいなというふうに考えていますし、議員おっしゃるとおり、囲いわなに入る鹿でしたらうまく選別もできるのかなというのもそうかなというふうにも思っております。ただ、エゾシカバーガーの話が出たのですけれども、実は勉強不足で、エゾシカバーガーがどういうルートになっているか把握していなかったものですから、そこに提供とかというのはちょっと把握はしていなかったのですけれども、ただエゾシカバーガー別としましても、地域の例えばイベントだったりですとか、あとは試食会のようなものとか、そういうときに試験的に取り組めないかということ考えたりもするのですけれども、どちらにしましても食品として提供するにはやっぱりきちんと処理をした衛生的に問題のない食材として提供しな

ければならないということがありまして、先ほど来ご説明しているとおり、残念ながら壮瞥町を含め、近くにはそういった対応できる施設がないというため、現状ではなかなか鹿肉の取り組みというのは難しいのかなというふうに考えてはいるのですけれども、そんな中でも何かできるものはないかとか何か方法はないかということなど、猟友会の方ですと例えば鹿の解体のこともよくご存じだったりしますし、そういうような方の知恵をかりて、大量販売、大量云々とかというのは難しいにしても、試験的にということからであれば、猟友会の方と相談して、何かいい考えがないかなということで今後相談してみたいかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 次に、8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 私は、今回農業の担い手対策についてお伺いをしたいと思います。

近年農業をめぐる環境はTPPを初めとする海外農産物の輸入圧力や高齢化による生産性の低下など厳しい状況が続いております。農業と観光の町を標榜する当町にとって農業の衰退は定住人口の大幅な低下を招き、活力を失う大きな要因となります。特に担い手の減少は、さまざまな要因があるものの、極めて深刻な状況にあると言えます。高齢化によるリタイア、あるいは農業の将来を見通せないことによる離農などによる減少が考えられますが、減少を補うべき担い手が大幅に不足をしています。当町も新規就農者はもとより就農後継者や雇用による就農への支援など町独自の支援も積極的に行っており、一定の成果が出てはおりますが、定住対策も含めた将来を見通した総合的な担い手対策が必要と思われませんが、現状認識と具体的な対応策を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 8番、長内議員のご質問にご答弁申し上げます。

担い手が減少していることは、議員ご指摘のとおり深刻な状況であります。2015年の農業センサスの結果を見ますと農家戸数は137軒となっており、2000年の調査と比較すると48軒が減少しておりますし、農業就業人口においても2000年調査と比較すると118人が減少して322人となっております。また、年齢別の農業就業人口では、50歳以下が減少しているのに対し70歳以上は増加傾向にあることから、高齢化は確実に進んでおり、5年後、10年後はさらに農業人口が減少し、議員が懸念されているとおり壮瞥町の農業が衰退しかねない状況となっております。その中で壮瞥町においては新規就農者のための国の支援制度とは別に町独自で農業後継者の就農にも支援する壮瞥町就農支援措置を設け、研修中の月額定額助成や就農時の機械等購入費の一部補助を行っております。この制度を活用して過去5年間で6人の就農後継者が親元就農を果たしており、議員のご指摘にもありますように一定の効果があつたと認識しております。しかしながら、町外や他産業からの新規就農においては、平成21年度に2名が就農したのみで、それ以降は実績がなく、現在も研修が始まる予定の者もない状況となっております。

一方、都市部においては田舎に移住し、農業を主とした生活、人生設計を持つ若者がふえ、首都圏や札幌圏等で開催される新規就農者向けの説明会、いわゆる新規就農フェアには毎回多くの人を訪れているとのことでもあります。近隣の伊達市や豊浦町においても東京や札幌などで開催される新規就農フェアに出展し、就農に意欲がある若者に町を売り込み、新規就農者の確保に取り組んでいるとのことでありまして、各町にお聞きしたところ、新規就農フェアの出展では1日で20人から30人ほどが興味を持ち、ブースを訪れ、そのうち数名が後日研修等について相談に訪れているようであります。壮瞥町においても問い合わせを待つだけの受け身の姿勢ではなく、今後新規就農フェア等に出展し、壮瞥町のPRを行いながら就農に意欲の高い将来を見込める若者を引き込んでいきたいと考えております。新年度は、農業研修生の居住スペースとしてシェアハウスの整備も計画しておりますので、今後壮瞥町で新規に就農を希望する方々の重要な受け入れ施設として活用を図っていきながら、さらに壮瞥町で就農を希望する方々が安心して生活や仕事に打ち込むことができるよう地元の農業者や農協、普及センターの協力を得ながら受け入れ態勢の充実を図っていききたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） ありがとうございます。私が今回この担い手の問題について質問をしようと思っていたのは、町長の町政執行方針も読まさせていただきました。残念ながら財政の厳しい状況、人口減も踏まえて、そういう部分の中で行財政改革も踏まえた中である程度予算的な部分もご理解をしていただきながら、抑えるところは抑えていくという方針が示されております。同時にやはり私は、町長の最初の執行方針にもうたっておりますけれども、早くも2期目の折り返しということもあります。そうした中でやはり財政が厳しい、人口が減っていく、それに対応した行財政改革、これはそのとおりでありますし、そういう形の中で町民の理解も得ながら、できるだけサービスの低下がない形の中で取り進めていく、それに異論はございません。同時に重要な課題、早急に対応していかなければならない課題、それからそれは先の壮瞥町を見越したときにやはりやっていかなければならない。ある面で戦略的な方向性もやっぱり同時に示していただきたかったという思いがございます。そうした中で、私はこの担い手の問題一つとってもこれはやっていると思っていますのです。うちの町に合った形の中で取り組んでいる。それは、町の農業の将来、それから定住においても重要なことだと思っていますから、そういう意味で補正予算で可決されましたけれども、農業研修用のシェアハウスが4,400万の補正で、これは地方創生の部分も生かしながら改築をしていく。私は、着実に進めていると思っていますのです。そういう部分をメッセージ、アピールとして町民に訴えていく。やるべきことはやっている。だから、行政だけではできないことも当然あるでしょう。そうした中にやはり町民、また関係機関の協力もいただきながらそれに向けて取り組んでいこうではないかというメッセージをぜひ執行方針の中で取り上げていただきたかったなと、そんな思いがございます。思

いは私あると思っていますので、そういう意味ではこの質疑の中でそういう思いを伝えていただければ大変ありがたいなと思っています。

今非常に全国的にこれは農業の担い手不足が非常に深刻化してきている。高齢化と相まって、今ご報告ありましたけれども、今後恐らくこのままでいくと加速度的に農業戸数、それから人口が減少してくるとというのが本当に間近に感じる危機感も含めてそのような気がいたします。そこで、昨年担い手に対する町として、対象農業者と思いますが、アンケートをとられたと思っています。そろそろまとまっているのかなと思っていますので、その辺も報告も含めてお考えをお伺いしたいと思っています。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 執行方針の考え方についてさまざまご指摘いただきましたけれども、やはり本町の人口減少と、それと壮瞥町の財政状況、今非常に厳しい状況にあるわけでありまして。なぜかという、毎年予算編成に当たって数億の財源不足が生じてございます。そういったことで、やはり人件費の削減でありますとか、あるいはさまざまな歳出を削減していかなければ、今後 10 年、20 年後、あるいは 50 年後の壮瞥町を安定的に進めていく、運営していくためにはやはりここで一回立ちどまってしっかりと将来の基盤を築くための健全経営に向けて財政計画を立てていきたい。そういったことで今回議員ご指摘のような、本当に前向きな姿勢でないのか、前向きな姿勢に見えないというご指摘だというふうに感じ取っておりますけれども、そういったことではなくして、やはり将来を見据えて今年度はしっかり取り組んでいきたい、そういったことで執行方針で町民の皆様、あるいは議員の皆様にお示しをさせていただいておりますので、そのことをぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

それと、将来の農業の衰退という懸念についても私自身も非常に心配しているところでありますので、今後議員の皆さんや農業委員会、あるいは農業者の皆さん、あるいは役場の職員と連携をしながら将来に向けて取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

あとのほうは、担当者に答弁させます。

○議長（松本 勉君） 経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） それでは、アンケート結果の関係に関しまして私のほうから答弁したいと思います。

壮瞥町では今後農業就業者、担い手、高齢化ですとか減少が予想されまして、遊休農地の増加が懸念されていると、そういったような中で農業を維持し、農地を保全するため新規就農者の受け入れや規模拡大など、将来の壮瞥町の農業を真剣に考えて、課題の把握と今後の対策を検討するために農業者対象にアンケート調査を実施したということでございます。配布は町内の農業経営者 135 戸に配布をいたしまして、回収は 70 戸で、回収率は 51.9%ということでした。回答者の平均年齢は 59.4 歳ということになってございます。アンケートの中の設問は、経営規模ですとか作付の作物、後継者の有無、あと 5

年後の経営の考え、あと新規就農対策などについて聞いてございます。回答者の7割の方が後継者がいないということ、あと4分の1の方が将来農業をやめたい、または縮小したいというふうに考えていること、あと多くの方が新規就農に期待をしていること、さらに自由意見としましては新規就農者に栽培技術を教えて、農地と機械を譲りたいというご意見ですとか、担い手対策として農地を無償で提供してはどうかなどさまざまな意見をいただいたところでございます。今回アンケートの回答の9割が町が新規就農対策を行うことに賛成というか、肯定的な意見というのをいただいておりますので、今後これらの回答を参考にして新年度において新規就農対策に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。今回はこのアンケート調査、無記名ということで行ったのですけれども、一步踏み込んだ内容を検討することも今後は出てくるかなと思いますので、次のステップでは記名式による意向調査のようなものを実施してはどうかというふうに考えてございます。

今回の調査内容についての活用はこれからということになるのですけれども、例えば農地を買ってくれる人がいれば売りたいと考えている人ですとか、売りはしないけれども、貸したいと考えている人、また新規就農者から農地を売ってほしいというふうに頼まれたら売ってもよいというふうに答えた人が多くいるということがわかっただけでも新規就農対策を進める上で非常に重要な情報であるというふうに考えてございます。新規就農対策、行政だけでできるものではないので、地域農業者の方のご協力をいただきながら進めていきたいと考えておりますが、町としましても、今答弁にございましたように、新規就農フェアに参加して情報の発信をする計画であります。その中で、新規就農者に提供する農地をどうするかというのも重要な事項なので、今回のアンケート調査の結果を生かしながら進めていければなと考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） やっていると思うのです。本当にその思いも含めてやっていることをもう少しアピールしていただきたいということでお話をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

就農、いわゆる後継者不足というのがやはり近年目覚ましい。これは、大きな要因はやはり農業所得が維持が難しくなってきた。当然今の時代ですから、後継者においてもできれば他産業並みの所得を確保させてあげたい、そんなことも当然あると思うのです。そうした中でそれが年々やはり厳しい状況になってきているということで、ある面で親として後継者に継いでくれという部分に将来的な見通しも含めてちゅうちょしている傾向が少なからずあるのだらうと思うのです。ですから、いろいろ国も施策を考えているところではあると思うのですけれども、今のそういう実態、これをやっぱり直視して、精神論だけではなかなか難しいと思うのです。ですから、そこに向けた施策というのをやっぱりしっかりしていく、とっていただく必要があるのだらうなと思っています。それから、担い手の問題はこれは、今答弁もありましたとおり、決して行政の問題でもありませんし、これは

まさしく農業やっている農業者みずからの課題でもあるというふうに認識をしております。そうした中で行政等の協力もいただきながら安定した壮瞥町の農業が将来展開していけるような部分の中で今後進んでいただきたいと、そういう思いの中で質問させていただいております。新規就農が2件と、その以前のものを含めれば新規就農に類する形の取り組みが数件あったと思っていますけれども、特に町が積極的にかかわって支援した部分でいうと2件だと思います。これは、2件とも今施設園芸を中心にしてトマト等の栽培を行っているということですが、これは全国的に言えることだと思うのですが、新規就農の多くが施設園芸が多いのです。その中でも特にトマト栽培が多いと。ちょっと偏っている傾向があります。それを見たとき、やはりできればいろいろなさまざまな形で新規就農についていただくのが一番ベストなのかなと思いますけれども、特に土地利用型の畑作、水稻において新規就農がなかなか現実的に少ないということが、それはある面投資が大きくなるですとか所得の見通しがなかなか、政策的な部分もありますから、見通せないところもあるということで、なかなか土地利用型の新規就農が非常に少ないということが多分当町にとっても将来の農地を維持していく上では大きな課題になるのだろうなと思っています。この辺について、新規就農に対して現在も2件の方がいらっしゃいますけれども、その経験を踏まえてどのような認識をお持ちなのか、新規就農に対する考え方さらにありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今土地利用型の農業どうするかというようなご質問だったのですけれども、農業者が高齢化してきますと当然農業の維持がだんだん難しくなりまして、農地が遊休化されるといえますか、耕作されなくなるということが当面は心配されます。そうならないための方策としてはいろいろとあるでしょうけれども、新規就農ということもありますし、雇用を入れるという方法もありますし、また第三者継承を念頭に置いた農業研修生を入れるという手もあるのかなというふうに考えてございます。当然第三者継承ということになりますと相性や考え方、あと信頼関係とかもあるので、課題もあると思うのですけれども、可能性としてはゼロではないのかなというふうに考えてございます。今後農業の維持ということ考えたときに新規就農の考え方の一つとして第三者継承というのですか、そういうことも検討してもいいのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） 新規就農のスタートといいますか、入り口といいますか、いろいろな形が、今課長言われたように、あるのだろうなと思っています。それで、農業懇談、農政懇談でしたか、年前に行われて、私も出席をさせていただいておりましたけれども、その中でも町長のほうからいわゆる第三者継承についてのお話がありました。私もこの第三者継承、うまくいけば非常に有益だなと思っています。第三者継承、何かといいますと、

いわゆる高齢化する、間もなく農業をいろんな理由でリタイアしようと考えている、後継者がいない、その農家に例えば２年間に新規就農という形で実習に入って、その後その農地ですとか施設、機械等を移譲を受けてもいいですし、貸借でもいいのでしょうけれども、そういう形でその家の営農を受け継いだ形で継続していく。これはある意味大きな投資を伴わない可能性も含めて有効でないと言われておりますが、どうでしょうか、その辺壮瞥町の現状として町長のお考えありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 私も農業委員をやっているながら新規就農対策等にも取り組んできたわけでありすけれども、私たちは他産業から農業をやる若者、あるいはそれに準ずる人がたを呼び込んで農業をさせていく場合において、将来的に本当に安定した生活ができるような農業経営でなければ、これは将来的に農業をさせてもやはり負債を背負ったりして離農しなければならない、そういったことだけは決してさせてはならないわけでありすし、またそういった責任もあるのかなというふうに思っております。なかなか一概に新規就農といっても大変難しい課題がたくさんあるわけでありす。しかしながら、うちの町の農業経営者の高齢化を考えますと、やはり後継者がいない、あるいは担い手が不足している中においてはこの新規就農の人材を確保することが非常に大きな要因であるし、重要なことだというふうに思っております。私も農業者の皆さんと懇談する機会毎年設けさせていただいておりますけれども、前回の中で、今議員がお話のように、第三者継承ができないものかどうか、それは新規就農者はやはり多額の資金を要するわけでありすので、第三者継承という形をとれば農機具もありますし、また畑も賃貸でもしばらく10年なり借り、余力ができたときにそこを一体的に引き受けるような施策ができないかということでそのようなお話をさせていただきました。このことを進めていく上ではやはり農家の方、土地の所有者のご理解が非常に大きな部分を占めてくるわけでありすので、そういったご理解がいただける中で進めていければ、これ将来に向けて1つでも2つでも実現できればなというふうに思っております。これからも、議員がご指摘のように、シェアハウスも建設して、研修生の受け入れ態勢をとるわけでありすけれども、その中においても研修生を受け入れてくれる農家さんをやはり町が把握をして、きちんとして研修に来た方をどこに受け入れてもらうかということもこれからしっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。また、今法人の農業経営をされている皆さんが雇用という関係で雇用している人材があるわけでありすから、やはりそういった法人で就職し勉強している、そういった人材も将来うちの町の農業に従事していただける部分も望みとしては僕は持っておりますので、そういったことも考えていきたいというふうに思いますし、また農業高校もやはりなかなか、うちの町の農業高校卒業して新規就農している方もいますので、そういった方々のいろんなアドバイスもいただきながら、高校生もうちの町に、いつかこのお話は過去にさせていただいた経緯がありますけれども、そういったことも努力していかなければならぬなというふうに思っておりますので、今後こういった壮瞥町の農業振興に向

けて努力していきたい。そのためにはやはり多く皆さんのご支援がなければなかなか難しいことでありますので、いろんな機関、いろんな方々にお世話になりながら進めていきたい、このように考えております。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君

○8番（長内伸一君） ありがとうございます。まさにみんなでといいますか、決して、先ほども言いましたけれども、行政だけでなく、農業者も含めてみずから自分たちの後継者どうするべきかとやっぱり考えていく、本当にその時期に来ているのかなというふうな感じがいたします。第三者継承、いい面と、ある面でいうとせっかく何代もかけて土地を守り、機械、施設に投資してきた、それが生かされないというのにやはり寂しい思いしている農業者のお話を聞くこともありますけれども、そういう意味では第三者継承も有力な一つの手法であると同時に、また人間対人間ですから、感情も含めていろんなまた難しさという部分もあるやに聞いておりますけれども、その辺の情報収集、研究もぜひ研究していただきたいなと思っています。

それから、就農後継者の部分ですが、これは6名、5年間の中でという報告がございましたけれども、非常に評判がいいと私も思っています。それで、これは多分全道の中でも後継者に対して研修資金という形で1年間研修しなさいということの制度的、町の単費で取り組んでいるというのは決して多くない、本当に少ない例だと思います。そういう中では、ある面で小さい町だから、できる取り組みでもあるのかなと私も農業者の一人として評価しておりますし、やってみて効果が非常にあったなと思っている点は、これは研修生に対する効果だけではなくて、実際受けている側の農業者が、特に多くは、要するに後継者が、町内の農業者が受けているというケースが多いのですが、やはり親もわかっている町内の若い者が実習に来るわけですから、ある意味一つのいい意味のプレッシャーを感じながら指導を1年間する。その中で当然そこに来る生徒と教える側というのが、一般は家族経営ですから、おやじと息子という関係の中で家の仕事はするわけですが、お互いに厳しさがあったり、特に甘えがあたりということなのですが、他人のところにお世話になるということで、いい意味の師弟関係ができて、親に相談できないことも相談したりしながらいろんな教えをしていただく、それがあある意味就農後も多分続いていくのだろうと思うのです。そういう意味ではいい関係ができていますし、そのことによって受けている側も自分に後継者の可能性のある子供さんがいたり、もしくは後継者がいたときにその側から見たときのいい影響といいますか、自分のところに町内の若い人が勉強に来ているのだという部分がいい影響もまたああるのだろうということで、これはその可能性のある後継者が見えたときにはぜひそういう形の中で続けていっていただくことがいいのかなと思っています。地域の後継者は地域で育てる的な部分の意識づけも含めて、そういうのがこの取り組みによって培われてきているなというふうに感じておりますし、そうした中で今後もそういう意味では続けていっていただく一つの大きな政策なのかなと思っています。

それから、今町長からもございましたけれども、いわゆる雇用の部分にお話ございました。この辺の壮瞥町の農業における雇用の実態というのはどのように認識されておりますか。認識があれば伺いしたいと思います、現状含めて。

○議長（松本 勉君） 答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

雇用に対する考え、ということなのですけれども、先ほどから副議長おっしゃるとおり、担い手の対策としましては農業後継者ですとか新規就農ということなのですけれども、さらに今、副議長おっしゃるとおり、雇用ということも十分考えられるというか、重要なかなというふうに考えてございます。ただ、雇用につきましては、法人であったり、個人であったり、それぞれ農業者がそれぞれの事情の中で判断し行うといえますか、それぞれの経営に直結するというものなので、行政としましては余り口出しをしてはいけない分野なのかなというふうに考えたりもするのですけれども、ただ広い意味で壮瞥町全体の農業の維持といえますか、維持、継続といえますか、そういったこと考えたときに行政として何かできることがあるのかなというふうにも考えてございます。国の事業、農の雇用事業ですとか、あと町独自の貸し付け奨励事業など、そういうこと検討いただくことももちろんなのですけれども、今後行政としてどこまでかわることがあるかないかなど、地域の農業者の方と意見を交換しながら、またアドバイスいただきながら雇用についても考えていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午前 11 時 48 分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） 済みません。雇用の実態ということで答弁をさせていただきたいと思います。

壮瞥町内の農業法人は全部で現在 10 法人ありまして、その中で雇用している人数ですが、今把握している分につきましては 4 名雇用しているというふうに把握してございます。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） 従前は雇用という部分、要するに従業員という形なりパートさんという形で、多分担い手の位置づけは余り明確でなかったと私は思っているのです。ただ、近年の雇用の実態といえますか、これ農業に限らないのですが、雇用確保が非常に難しくなってきています。壮瞥町もほとんどは従前はパートさん、いわゆる季節的な、忙しい農繁期のときだけパート確保していたというのが実態だと思うのです。そうした中でなかなか

かパートさんを確保するのが非常に難しくなってきた。特にここは観光地ですから、観光のそういう需要もありますから、特に近年のいわゆる就職をめぐる情勢の中で売り手市場といえますか、そういう面では農業で働く人が非常に少なくなってきた、国が目指している攻めの農業なり、規模拡大なりといっても実際働く人がいないよという現状が実態としてあるのだらうと思います。それとあわせて、その中であってもやはり規模拡大、もしくは家族の労力だけでは安定的に経営を継続することが難しい。そういう中で積極的にいわゆる正規雇用での通年雇用という形の取り組みといえますか、経営体もふえてきているという感じがします。

それで、今4名というお話でしたけれども、私もこの件に当たって何軒か農家聞き取りをしました。それで、その辺の感じていることも含めてお伺いをしてきたのですが、実態はそういうことで、なかなか季節的な雇用も確保が難しい。それから、自分たちも例えば年齢を重ねていく上でも将来を考えたときにやはり技術も含めてしっかり伝えていけるような人材を確保していく必要があるという中で通年のいわゆる正規雇用という形で受け入れる農家が壮瞥町も非常にふえてきています。私の知っている、指を折って数えた中では大体12名前後ぐらいいると思います。それは法人、それから個人の一定規模の農家が通年雇用という形で受けています。この通年雇用で受け入れた人材、私はこれからこの人材もやはり地域の農業の大きな担い手になるだらうと思っています。その担い手になる人材、要するに雇用という形で、その体制を今後やはり安定的にしながら、経営ももちろん安定化していただきながら、当然これは町内に多くは住んでいただいているのです。町外の方が就職をしても町内に住んで通っているというのが多くあります。定住も含めてこれは私重要だと思っているのです。10人以上の雇用を抱える事業所といってもそんなに町内多くないですから、そういう面で見るとやはり大きな定住も含めて雇用型という部分をよく考えていく必要があるなと思っています。町長もおっしゃっていましたが、雇用で入ったことをきっかけとして例えば技術を身につけて独立をして新規就農に結びつけていくケースも当然あると思いますし、また町内の2つの法人にあっては多分従業員みたいな形で受け入れて、その後代表、社長という形で法人を受け継いでやっている農家も2件ほどあると私は認識しておりますけれども、いわゆる役員、経営者として独立していくというようなケースも含めてやはり担い手の部分としてはスタートの入りやすさという部分では新規就農と比べると非常に入りやすいのだらうと思っています。それに対する行政としてのできる支援がどうあるべきかと考えますが、その辺についての認識があればお伺いしておきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 私のほうから1点だけ、新規就農者に対するうちの町の規則といいたいでしょうか、そういったことがございまして、配偶者がおられる方、あるいは同一家族の中にお父さん、お母さん、そういった関係の方がいるかどうかやはりうちの町の新規就農者を受け入れる規則の中に、条例の中にうたわれておりますので、そこをしっかりと

考えながらこのことも対応していかなければならぬというふうに思っております。

制度的なことについては、担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 経済環境課長。

○経済環境課長（阿部正一君） 雇用の関係でご答弁したいと思います。

副議長おっしゃるとおり、雇用の安定化が定住につながり、また雇用というのが新規就農というのでも入りやすいというお話で、確かにそうなのかなというような感じはいたします。雇用の支援としましては、国の事業では農の雇用事業というのもありますし、あとは町としましては法人と雇用奨励の貸付金というのはございますので、そういったようなところ活用しながら雇用のほうも進めていければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（松本 勉君） 8 番、長内伸一君。

○8 番（長内伸一君） 今言いました法人と雇用……正式な名前忘れまして。今お話のあった月額5万円で年間60万円というのがありますね。これは、受けている側の事業所に対してという支援がたしか27年度から条例化されていたのかなと思っておりますが、28年度、今年度は1名です。来年も予算化されています。これも余り多分ほかの町村でやられていないと。町独自の私は支援策だと思っております。その前段にいわゆる、今何回か出てきていますけれども、農の雇用事業というのがありますよね。これは当然ご存じだと思いますが、国の要するに事業の一つで、補助事業なのですけれども、雇用者側に、これは月額最大9万7,000円掛ける12カ月、最大2年間という形で支援がございました。それは、要するに雇用した側が2年間実習生という形で農業の技術を教える。そのために時間も割く、労力も割く、それに対する支援という形です。給料の補助ではなくて、そういう形ということであるのですが、実は結構これも壮瞥の経営体が行っています。これ数名いると思います。ただ、私も聞いてきて、一様に皆さんおっしゃるのは、私も感じるのですが、手続と申しますか、申請が変わったり、ハードルもだんだん上がってくるのですが、非常に面倒だと。農業者側の立場からいうと、事務的なことも含めてなれていないので、インターネットでそれを取り入れて、そして申請する、それが非常に複雑だとか制度が変わってわかりづらいという。だから、やりたい、取り組みたいなと思ってもちゅうちょしてしまう、もしくはタイミングを逃してしまうというのが少なからずあります。これは地元は北海道農業会議なのですが、その会員の方も言っているのですが、この辺の支援が本当は欲しいのだと。そういうサポートと申しますか、申請のサポート。それから、研修期間の事務的なことのサポートがあるとっと普及するのではないかというお話がございましたけれども、この辺の、必要以上に行政が関与するのはどうかと思います。それはその判断でやっていくのですが、そういうサポートと申しますか、そういう事務的な指導というのをすることによって農の雇用を生かす経営体も私はまだふえるのだろうと。それがひいては定住にもつながることになると思いますし、町の今言った支援というのは多分そ

の２年間の後に１年間その支援受けて、できれば３年間で、要するに雇用を抱えて安定的にやっていける経営にしてくださいという意味合いなのだろうと思いますから、この辺の入り口の農の雇用に対する事務的なサポート、この辺が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、副町長。

○副町長（杉村治男君） 今ご指摘いただきました農の雇用の申請に係る部分ですが、多分制度がそれぞれ変わったりしていますので、申請は結構面倒だというふうには認識は持っています。ただ、これまでの農の雇用に対する事業の部分に関しては、農業者の方に申請をしていただきたいということですと来ていますので、一義的にはそういった考えのもとで進めていかざるを得ないのかなと思いますが、今現状の申請の内容がちょっと私承知していませんので、今明確にお断りしますとか受けますとかというものではないというふうに思っていますので、そこはその辺はちょっと確認をしつつ、行政側で応援できる部分がどこまでなのかはちょっと見極めをさせていただいて検討させていただきたいということでこの場はちょっとお答えとさせていただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後の１時といたします。

休憩 午前１１時５９分

再開 午後 １時００分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

８番、長内伸一君。

○８番（長内伸一君） 若干消極的な答弁かなと思いますけれども、これは多くの聞いた中で実は事務的な部分の負担が非常に大きいという意向を持っている方が多いということまず認識していただきたいのと、それから農業会議が窓口ですが、北海道農業会議が、市町村の農業委員会もあるわけですから、その上部組織でもありますし、そういう意味では情報も含めて密にとった中で、これ応募したからといって必ず認定されるわけではなくて、そのときの募集の人数、あるいはその経営体がそれを的確に実行できるかということの判断も含めて最終的に認可といいますか、その事業受けれるかどうかというのが決まるわけですから、これはあくまでも申請している事業所のやはり責任といいますか、そういう部分あるわけで、決してそれが例えば指導した行政やほかの団体ということはない、その辺は当然認識していただく必要があると思いますし、サポートもその程度の度合いもあると思うのですが、非常にだんだんレベルが高くなってきているという実態もあります。ただ、壮瞥はこの西胆振の中では多分農の雇用事業受けている事業体が結構多いのかなと思っておりまますから、ある面でアドバイスも含めながら町としてもやはり指導といいますか、サポートという意味でかかわっていく必要があるのかなと思っています。

非常に私もその意識を強くしたのは、ことしも実は果樹組合の剪定講習会があったわけ

ですけれども、見たことのない若い青年といえますか、ぞろっといるのです。聞きますと、果樹農家に雇用されている若い者と。その中には果樹青年部の準部員というような形で入っている者もありますけれども、非常に多い人数。果樹組合の組合長ともお話をしてきました。果樹は当然技術的に剪定も含め、それから機械化できない部分も含めていますから、そういう意味ではやっぱり技術をしっかり習得した形でやっていただくのが非常に、そういう意味では通年という部分の中で剪定作業があるので、冬の期間仕事があるということもほかの水稻や畑作に比べると受け入れやすいという条件はあると思いますが、多くが果樹の経営体の中で従業員という形で入っていました。果樹組合としては、やっぱり今後そういう部分をどうかという中には、果樹も高齢化してきていて、剪定ですとか、そういう部分もなかなか追いつかない場合があると。そうしたときに技術を習得してくれたそういう従業員、若手の農業者のグループがそういう部分をサポートして、地域の果樹をサポートできる存在になれば非常に心強いなという話もされておりましたけれども、そういう意味でいうとそういう部分も含めて担い手の位置づけの中にやっぱり雇用型をどう取り入れていくかと、重要なテーマなのかなと思っています。また、これは研修生という方入りますから、あくまでも雇用形態、正規雇用でするわけですがけれども、その方はその事業体にずっととどまることはもちろんいいですし、同時に新規就農にもその経験を役立てて新規就農にもつなげたいという国の狙いもあるということでございます。そういう面でいうと、技術を身につけながら生活を安定的にしながら新規就農の道、もしくはその経営を受け継ぐという部分、第三者継承に近いような形ということも含めて、一つの入り口としては重要な点なのかなと思っています。どうぞ研究をしていただきたいと思います。

それから、外国人の雇用の部分も近年は中国、それからフィリピンも何人か壮瞥町にも入ってきております。ただ、実態としては日本人の働く若い人がなかなか見つからないということも現状としてはあるのと同時にその研修も労働基準法の適用ということで、外国人だから、安く労働者使えるという、そういうレベルではなくて、むしろ非常に厳しいという中でやっていて、できれば日本人の若い青年が農業という部分の中で活躍してくれる、本当はそれが望ましいのだよなというようなお話も聞く機会もございました。

それから、もう一点、これはなかなか難しいと私も思っているのですが、もう一つ重要な部分の中で担い手としての位置づけの中でご見解伺いたいと思うのですが、日本農業新聞に記事としてちょっと最近載っておりまして、これは農業新聞に載る前から言われていたことなのですが、いわゆる女性の農業者の動向なのですから、2013年に1万1,600人の女性新規就農者が15年には1万5,800人、36%ふえていると。そして、女性が経営者や役員などの幹部を務める経営体の過去3年間の経常利益増加が127%と。それ以外の、いわゆる女性の役員のいない法人の72ポイントを上回る倍以上の成長をしていると。女性が営業や販売部門を担当する経営体は、その中でも254%利益を上げていると。そんなような記事が載っておりました。そういう部分で農水省も、農業女子とかよく言われますけれども、そういう部分に少し力を入れ始めています。また、多分ここの地元の壮瞥高校

もそうなのかなとは思いますが、農業高校を志望する女子の割合がふえている傾向があって、農業に対する女性の見方が変化をしてきていて、女性が農業で活躍できる場が女性にとって魅力のあるものに変化しているのではないかな。それは理想と現実ということはもちろんあると思うのですが、状況としてそういう部分の中でぼつぼつと女性としてのいろいろなプロジェクト、そういう部分を行っている部分も見えるようになってきた。ある面では企業と連携して農業女子という部分の中で製品開発に、商品開発に農業にかかわっている女性の意見を取り入れる製品もぼつぼつ出てきたりと、そういうような部分で、これ農業に限らず女性の時代とか言われるのですが、農業もそういう部分でいうと女性という部分に対する担い手としての位置づけという部分も、これはなかなか難しいのかもしれませんが、支援のあり方としては。ただ、そういう部分をどう取り入れていくのかということも一つの点としては重要なのかなと。新得町では早くからレディースファームスクールという形で、これは本当早くから女性の農業者を育てるような研修センター的なものを持ちながらやっているとかありますし、また全国的な中では山形ガールズファームだとかという、そういう女性だけで経営体として製造、それから加工、販売、一貫してそういうブランドイメージを持ってやっている。近くでは、27年ですか、日本農業賞をとったご夫婦で、まだ40代の若い人なのですが、新篠津村の大塚さんご夫婦で日本農業賞と。それは奥さんも以前の仕事の経営感覚を生かして販売、加工に取り組んでいるということで評価されたわけですけども、そういう意味であちこちで女性の活躍している姿が見受けられるようになってきています。いろんな部分で農業のイメージアップも含めて、特に壮瞥町は観光でもありますし、ある面でそういう発信力持っている地域でもありますから、女性が農業にどうかかわって、どう取り組んでいるか、これは非常にうちの町にとっても大きなプラス効果につながる必要もある。ですから、これはある面で壮瞥高校とも連携しながらどういう支援ができるかということも研究する必要があるのかなと思っています。以前に町でも地域の農業のグループに支援をしたことがあったと思います。そのときにグループが各地域にできて、加工ですとかいろんな取り組んだ時期がありました。今はそれがちょっと下火になってきているというのが実態だと思うのですが、いろんな支援があると思いますが、その辺の研究もぜひ進めていただければ担い手としての幅も広がるのかなと思っています。その辺については、ご見解聞きたいと思います。

○議長（松本 勉君） 8番議員、確認ですが、新規就農につながるような農の雇用制度、国はありますけれども、それを行政としてどういった支援ができるかという現時点の検討はないかということと最後は農業の担い手としての女性に注目した支援体制、研究の取り組みについてということでよろしいですね。

○8番（長内伸一君） はい。

○議長（松本 勉君） 答弁。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時10分

○議長（松本 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（杉村治男君） それでは、1点目の関係ですが、先ほどの答弁と重複するかと思いますが、当初の農の雇用制度とかできた当時はちょうど私が経済環境課長にいて、当時の申請の書類とかは一通り見ておりますので、内容的にはちょっと複雑だろうなというふうな認識は持っていました。それから数年たっていますので、今現在こういった申請の内容なのかというのはちょっと把握しておりませんから、何とも申し上げられないところなのですが、農業経営をやっていく中でお金に関する部分もありますので、当時は農業経営の一環として事業主さんが主としてやっていただきたいということで、町としてはサポートをするとか応援をしますよということは特にはしていなかったと。それがずっと多分続いていたというふうに思っております。今回ご提案というか、ご指摘とかということで受けとめると、現時点で、先ほども申したとおり、それを町の役場の業務として全て受け入れてサポートできるかという、そこはちょっと内容がこういった程度に変わっているか承知していませんので、できるというふうな断言はこの場ではできませんということでお答えをさせていただきました。今の時点でこういった内容はちょっと確認をさせていただきますが、その上で事業主がやらなければいけない部分と行政が応援できる部分、そこは多分あると思うのです。だから、そこをもう少し内容を精査させていただいた上で応援できる部分は応援というか、お手伝いしましょうというスタンスにはなろうかと思しますので、そこは改めて確認をさせていただいて、線引き難しいかもしれませんが、そこはちょっと検討させていただきたいということでご了解いただければというふうに思っています。では、1点目はそういったことでお答えをさせていただきます。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 女性の農業新規就農者への登用といいましょうか、女性の活躍を農業の場にもというお話ですがけれども、それは当然私も考えていかなければならぬことだというふうに思っております。農業経営の中でご夫婦、家族で経営されてもやはり女性の方の活躍というか、経営に関する能力というのは非常に私は今後、このごろすぐれているなというふうに拝見させていただいております。6次産業化ともいいましょうか、農産物の付加価値を高めて販売する加工等においてもやはり女性が主体となってそれぞれの農家さん取り組まれているというふうに思っておりますので、今後もこういったことは大事なことだなというふうに思っております。ただ、新規就農という立場の中で、女性一人だけで新規就農できるかどうかということは、大きな課題があるというふうに思っております。午前中の答弁の中でも申し上げましたけれども、うちの町の新規就農者の受け入れの要件として、制度的なものを活用する場合においては配偶者がおられるか、あるいは同一家族の中に親御さん、あるいは兄弟がおられるかというような要件もございます。た

だ、現金で施設を自分の力で建てられたり、あるいは施設を建てられたり、就農につかることにしましては、これは自由といひましようか、農地法でもそれは認められておりますので、そのことに対しては何も申し上げる部分ありませんけれども、そこをきちんと精査をして、どういった方法があれば女性が就農に向けていけるかということ、やっばりうちの町だけでは到底、ちょっと行政だけでは無理かなというふうに思ひますので、北海道なり、あるいは農業会議等も相談をさせていただきながら進めていきたいなというふうに思ひております。先進事例等もたくさんあるというふうに思ひますので、そういったところもこれから参考にさせていただいて、取り組めるところについては取り組んでいきたいというふうに思ひております。

以上であります。

○議長（松本 勉君） 8番、長内伸一君。

○8番（長内伸一君） わかりました。

最後に、今副町長が言われた事務手続の部分、副町長が多分最初に取り組まれた部分と今は相当違ひてきていると。私も最初経験もありますから、相当レベルが、ハードルが高くなつてきているという実態もあります。それから、当然やつた後の報告書、これも含めて事務的な部分でやはり相当レベルが高いのか、農家にとってはそういう部分がありますから、それはできる部分、線引きはもちろひ必要だと思ひています。そうした中で例えば農業会議とのやりとりも、農業委員会も地元にあるわけですから、そういう意味ではその連携、連絡という部分も含めて行政として許せる範囲の中でぜひその辺のサポートを研究していただきたいと思ひます。

それから、町長今言われた女性農業者、もちろひ新規就農もそうでしょうけれども、新規就農だけではなくて、実際に、特に若い世代かもしれませんが、農家の奥さんがやはり実際は経営の大きな片腕として活躍されておりますし、そういう意味では特に6次化も含めて活躍されている町内の女性の農業者、もちろひいるわけですから、その方も含めた広い意味での担い手という位置づけの中で女性の活躍できる部分に対する支援ができる部分があればぜひご研究をしていただきたいと思ひます。

最後に、これは当然行政だけで完結できるものでももちろひありませんし、やはり農業者みずからが実際やっていて、こういう点はどうだったらもっといいかもしれない、またこの辺は工夫の必要があるなど、多分やっていると見えてくる部分が当然ありますよね、現場として。そういう部分の中で、行政もせっかく農業研修シェアハウスを今回予算を持ってこし改築をするということもありますし、新規就農対策も今従来どおり持ち出している。それから、今度は新・農業人フェアという部分が多分全国に4カ所ぐらいで、札幌、東京、福岡、大阪ぐらいでやっていると思うのですが、そういうところである。それに出展をしたい、ブースを持ってPRしたいというような予算も新年度で計画されております。これを効果的に生かすという部分の中で、やはり行政の目線だけでは難しいもの多分あるのでしょから、今後の担い手のいろんな部分の取り組みということも含めて、これはぜひ

ひ例えば最重要課題だと私も思っていますし、担い手という部分に絞り込んだ例えば担い手プロジェクトチームみたいな形で実践的にやられている農業者も入っていただいたり、農業委員会なり農協なりということも含めて、普及センターも、横断的にぎくばらんにうちの町に合った担い手のあり方どうなのだろうと、もしくは来たときに受け入れ態勢も含めてこの辺のプロジェクトチーム的な部分をぜひご検討いただきたいなと思っています。その辺について最後お伺いをして、質問終わりたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 答弁させていただきます。

将来の壮瞥町の農業のビジョンということで、やはり多くの農業者の皆さんの意見を参考にしながら今後も、あるいは関係機関ともこれから連携していきたいということを午前中の答弁の中で申し上げさせていただいておりますので、一部そういった農業施策についてのプロジェクトチームをつくって将来について議論をし、形づくっていききたいというお話もいただいておりますので、そういったところを、これは以前に堆肥センターの改善、改修に向けて農業者の皆さんで組織していただいた協議会といいたしましょうか、そういったことも以前に取り組んでまいりましたので、やはりこういったことを進めていく上では現場で働いている、現場で体験し、そして課題等もよくおわかりになっている農業者の意見というのは非常に重要でありますので、そういったプロジェクトチームをぜひつくっていただくように私のほうからもお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、今後いろいろ指導農業士の皆さんのご意見等も伺いながらやっていきたいと、あるいは農業委員会の委員さんの意見もそうでしょうし、そういったプロジェクトチームをつくるに当たってもいろいろと意見をいただいて、プロジェクトチームをつくっていただくようお願いをしていきたいというふうに思いますので、ご理解賜りたいというふうに思います。

○議長（松本 勉君） 次に、5番、真鍋盛男君。

○5番（真鍋盛男君） 私のほうからは、観光の振興策についてということでお伺いします。

現在洞爺湖、昭和新山地区に観光客が集中している。それを踏まえ、町、観光協会もその地域に集中するように投資しているように思うが、今後の壮瞥町の観光の振興策をどのように進めていく考えでいるかを伺います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 5番、真鍋議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町の観光入り込み客数については、近年のアジア地域からの観光客の増大が全体数を押し上げ、右肩上がりに数字を伸ばしているところであります。その多くが昭和新山地区並びに洞爺湖周辺に集中しているのはご指摘のとおりであります。近年は道の駅も来館者がふえており、昭和新山を含む湖畔エリア、道の駅を含む果樹地帯の2カ所に多くの観光客が集まっております。今後の観光振興策ですが、まずはこの2カ所の魅力を高めるいわゆる観光資源の磨き上げにより道内他地域と比較して見劣りしないスポットとして育て

ていくことが肝要であると考えております。そして、この拠点から他の地域への誘導を図るという形をとっていきたいと思っております。具体的には、今月道の駅のリニューアルが完成する予定であり、より見やすくわかりやすい観光情報の提供により道の駅に寄った皆さんが町内の各施設の温泉や各種観光施設にめぐっていただけるよう工夫を凝らすこととなっております。インバウンド入り込みの増加の好機ではありますが、限られた予算内でいかに魅力的な観光資源を提供できるか、優先順位を精査しながらの事業執行となつてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（松本 勉君） 5 番、真鍋盛男君。

○5 番（真鍋盛男君） 昨年度昭和新山地域の現状をコンサルタントを使い調査、問題点の洗い出しをしたことであります。過去にも昭和新山地域の町並み改編ということで何回かはこういう事案をもって地元の商店街の対象者とも協議があったことと思いますが、これは実現しないで終わっております。でも、2000 年噴火から年数もたち、次の噴火災害にもあの地域として対応する必要が迫られているのかなと思います。こういう問題を鑑みながら、あそこの昭和新山地域の町並みの改編をしなければいけない状況にもあることを踏まえ、どのようにこの機会に昭和新山地域の町並みを改編していくか、整備していくかをお伺いします。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、これまで昭和新山の町並み整備等につきましては何度か計画を練り上げて、寸前までいって、なかなか実現できないという状況であったということは私も認識しております。それで、昨年昭和新山の地区の皆さんの自主的なお声がけにより昭和新山の活性化検討会というのが立ち上がりまして、数回の検討協議を行ったという次第でございます。その中でやはり昔からの非常に厳しい問題であります土地ですとか建物の利権関係、非常に複雑に入り組んでおりまして、この現状がなかなか大胆な町並みの再編というのに至っていないという状況でございます。その検討会の中では、今議員のご指摘されたとおり、次期の噴火災害に向けて、例えば防災シェルターのようなものを建設して、一時的な観光客の誘導、避難というものに使ってはどうかというようなご意見も出てまいりましたが、町の考え方といたしましては有珠山という火山の特性を考えますと、前兆的な動きがあるという特徴持っておりますので、こういった段階で観光客を適切にその地区に入れたい、あるいは外に逃げるように誘導するというような形で考えていきたいということで、そういった火山防災シェルターを建設する方向での町並み改編というのは今考えていないというお答えをしているところでございます。いずれにしても、この昭和新山の検討会、今年度から次年度にも続いてまいりますので、なかなか大きな整備というのは厳しい状況ではございますが、できることから、手のつけれるところから皆さんと協力して少しずつ実現していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 5 番、真鍋盛男君。

○5 番（真鍋盛男君） 過去の経緯も踏まえたお話で、理解はしているつもりなのですが、今の時期を逃すともうないのかな。地域の観光業者も今の時期を逃すともう改編する時期はないよなというような思いも多少持ってきてくれているのかなと思っています。ぜひこの機会に昭和新山地域の町並みを改編し、整備し、さらなる観光客の入り込みに貢献できるよう行政側として努力して、地域の商工業者の皆さんにも手をかけてあげてほしいと思います。

次に、道の駅の情報館、その整備が現在行われております。昨年所管事務調査で情報館内の改修と、それからあそこに附帯する駐車場拡張するという予定の話を伺いました。来年度の 29 年度の予算書の中にはその駐車場拡張の予算が載っておりませんでした、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○議長（松本 勉君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

道の駅のいろいろな施設の改修ですとか機能拡張、こういったものについては今回一部内部のリニューアルという形で行いますが、大きなものについてはこれは国の事業使ってやっておりますという理由から、大きく手をかけるというのが実態としてはできないということでございまして、これが大体 10 年を経過するといろいろな改修等が届け出だけできるようになってまいります。これが平成 30 年の 11 月以降ということになっておりますので、具体的には今担当課として考えておりますのは平成 30 年度に道の駅の部分の、増築になるかどうかかわからないのですが、先般から議員の皆様にご説明しておりますテークアウトコーナーの新設ですとか、それから駐車場の拡張、こういったものをあわせて有利な財源を確保しつつ行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 5 番、真鍋盛男君。

○5 番（真鍋盛男君） それでは最後に、ただいま壮瞥町雪合戦、世界にも有名になりつつある、そしてまた冬季オリンピックにもサブ競技として登録してもらおうかなんて努力しているところであると思いますけれども、冬期間、大会が近くなった時点ではのぼりとか、そういうものがだけれども、滝之町、それから洞爺湖温泉地域を含めて立って、雪合戦この地域でやるのだなというのが確認できるのですけれども、このこれだけ有名になった大会、年間通じてだけれども、PR したらどうなのかなと。そうすることによって夏期、夏の間来るお客さんもだけれども、冬にこの大会に参加するというような気持ちも持ってくれるのかなと思います。

そしてあと、今観光協会で行っているヒマワリ、あれいい事業だと思いますけれども、洞爺湖付近に集中しています。この洞爺湖、昭和新山、有珠山のそばに近づいてその景観を楽しむ、ヒマワリを通して有珠山、昭和新山を見る、洞爺湖を見るというのもいいのですけれども、オロフレ峠のほうからの昭和新山、それから有珠山のほうを見た景観も結構

いいのです。そして、ジオパークとか、そういうものの宣伝のポスターなんかもだけれども、オロフレ峠のほうからのポスター、写真というのが少ないです。壮瞥町内にはいろいろな方面から観光客が入ってこれる状況にあるのですけれども、洞爺湖温泉のほう、それから伊達のほうもだけれども、大型観光バスになると高速道路おりて、昭和新山のほうに上って洞爺湖温泉に行くという、そういうルートがほとんどだと思います。これからもだけれども、いろんな団体ツアー客ではなく個人のインバウンドというのですか、そういう海外のお客さんもそれなりにふえてくるかなと思います。どんな方面からもそういう観光客が入ってきたときに気持ちよくロケーションを楽しんでもらえるような方策をとることも考えていくことが必要かなと。それがだけれども可能かどうかということもお伺いして、最後にしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 5 番議員、質問は雪合戦にかかわる周知、告知を夏期から工夫をしてできないかということと、後半はヒマワリを中心とした景観をあちこちといいますか、町の入り口、広域的に検討することはできないかと、この2つでよろしいですね。

答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の雪合戦のPRでございますが、なかなかやはり夏期を通して、春から夏にかけて積極的なPRをするというところまでは現在至っていないのはご指摘のとおりでございますが、来年は30 回大会の記念大会を迎えるということでございまして、まず例えばポスターなどは早目に作成いたしまして、できれば夏ぐらいから各所に張ってPRしていくような手段をとっていきたいと思っております。また、雪合戦のホームページのほうも昨年リニューアルしたばかりでございますので、こちらのほうもうまく活用しながら、SNSなどの新しいツールも利用しながら比較的早い段階でPRしていくということをはかしていきたいと思っております。

それから、2 点目のヒマワリのほうでございますが、やはりこちらも観光客の皆さんに大変喜ばれているスポットということで認識しておりまして、町内の各地でこういう場所ができれば非常にいいなというふうには思っておりますが、観光協会のほうも限られた予算内でやっておりますので、また今後違う場所で候補地がある等、こういったものも今後観光協会と話し合いながら、適切な候補地等があれば検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 次に、6 番、加藤正志君。

○6 番（加藤正志君） 私は、公共施設、公営住宅有効活用計画について伺いたいと思います。

平成28 年度は公共施設、公営住宅の老朽化対策で改修、改善の取り組みがなされてきましたが、今後壮瞥高校の老朽化や中学校の統合後の学校のあり方、公営住宅の建てかえ計画など将来の方向性を新年度中に決定しなければならないと示され、平成29 年度の町政執行方針においても建設場所の設定や財源対策など、同様の内容で示していますが、施設

や公営住宅の活用に向け具体的に方向性を示す必要性があると思うが、伺いたいと思います。

また、公営住宅等長寿命化計画に示されている中で早急に取り組みが必要とされる公営住宅の対策と建設予定についてをお伺いしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、町長。

○町長（佐藤秀敏君） 6 番、加藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町では、壮瞥町定住促進・公共施設有効活用計画に位置づけられた保健センターや農村環境改善センターなどの施設について、国などの有利な財源を活用しながら長寿命化や機能の集約、向上を図るなど本計画の具体化を進めているところであります。しかし、老朽化が進む壮瞥高校については胆振西学区の生徒数の動向なども踏まえ、移転等の議論はしばらく状況を見た上で改めて検討することとし、中学校統合後の学校のあり方についても財源や施工内容も含めて引き続き検討を加えた上で平成 29 年度に一定の考え方を示す予定であるため、具体的な方向性については現段階ではお示しすることはできませんので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、公営住宅の対策と建設予定についてですが、計画期間を平成 27 年度から 36 年度までとし、町全体の将来人口の推移や住宅の耐用年限、住戸設備の状況把握などを踏まえ、今後の整備内容や目標管理戸数の方向性を整理した上で、壮瞥町公営住宅等長寿命化計画に基づき順次個別改善等の取り組みを進めております。また、建てかえについては、平成 29 年度から 3 カ年で仲洞爺団地を、平成 33 年度には収入超過世帯等の受け皿として地優賃住宅を 8 戸を、平成 34 年から 35 年度には建部改良住宅の建てかえを予定しておりますが、計画の折り返し地点である平成 31 年度に見直しを行う予定のため、一部内容が変更となる可能性があることをご承知をお願いします。

なお、現在の建部改良住宅は、壮瞥町有珠山噴火防災マップにおける火砕サージが襲う可能性がある区域内に立地していることから、移転して建てかえることを想定しておりますが、その建設場所については現段階では未定であります。

これらの学校教育施設や公営住宅等の整備を進めるに当たっては、多額の事業予算や必要に応じて新たな財源の確保なども伴うことから、可能な限り有利な財源確保に努めるとともに、計画的に事業実施時期を分散させることで町の財政負担の平準化を図ってまいりたいと考えております。いずれも本町にとって重要な判断となるものであり、今後議会とも十分協議させていただき考えでおりますので、議員の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（松本 勉君） 6 番、加藤正志君。

○6 番（加藤正志君） 今回の町政執行方針の中で一般会計 40 億 2,400 万が示されております。その中でも財政調整基金繰入金は 1 億 9,000 万となっており、厳しい財政運営を行おうとしておりますけれども、そこでお伺いしたいのは壮瞥町の今後の人口減少を見据えた上で利用の少ない施設や閉鎖されている施設も含め、将来的な公共施設の集約に対して

どのように受けとめているかを聞かせていただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいま議員からお話のあったとおり、財政状況は厳しい、人口減少も予測される、そういった背景の中で公共施設を将来的にどうしていくのかという考えでございしますが、当然のことながら人口減少や高齢化が進んでいけば公共施設の利用度は下がっていく、そして公共施設は年々老朽化が進んで、維持管理費は多分増していく、そういった中での考えとしてはやはり公共施設の総量、総体の量のある程度絞っていくとか、集約していくと、そういったことが必要になろうかというふうに思います。このままこの公共施設の量を維持していけば、当然維持費の負担が大きくなって財政に影響を及ぼす、あるいはどうしても目の前の経費を優先して光熱水費とか、そういうものを払っていくがゆえに危険性がなければ施設の改修は先送りされて、結果劣化が進んでいく。最も大事なのは、それらを先送りしていったとしても、結局問題の解決にはならないので、それが次の世代の方への負担として残してしまうおそれがあると、そういう考えもございします。ただ、だからといって全ての施設を何が何でも集約していくということではなくて、必要なものは当然それなりの投資をして、将来にわたって維持する、あるいは更新していかなければならないと思います。一番大事なのは、その見きわめというか、集約をしていく施設なのか、そのままあるいは発展させて維持していくのか、その見きわめを適切に行っていくということがこの問題に関しては一番重要なことなのかなというふうに認識をしています。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6 番、加藤正志君。

○6 番（加藤正志君） そこで、いろいろとこういう文章をいただいている中で、公共施設有効活用計画や壮瞥町総合戦略の中で説明をさせていただいている中で、公共施設の建てかえ、また大規模改修費用の試算で平成 31 年度から 55 年度の 25 年間で建てかえ費が 117 億 2,900 万、改修費 10 億 1,000 万、計 127 億 3,900 万、これには通常の維持補修費や建物以外、例えば道路、管渠、橋梁の更新費は含まれないと記載されています。そこで、公共施設や維持管理をしていけば恒常的に収支バランスがとれなくなり、基金が急速に減少し、厳しい財政運営が続くと思いますが、どのような対策が必要か聞かせていただきたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、公共施設有効活用計画の中で建てかえ費、あるいは改修費ということで試算をしておりますが、これはあくまでも平均的な単価に面積を掛けておりますので、一つ一つを正確に計算した数字ではないということはご了承いただきたいのですが、ただそれであったとしても相当高額で、正直現状の町の財政規模では到底負担し切れる額ではないかなというふうに認識をしています。先ほど公共施設の集約等によって総量を抑制していくと。

それは当然維持管理費を軽減ということにはつながるだろうというふうには考えますが、要は総量を抑制するだけではなくて、恐らく適切な管理といいたしうか、例えばある施設があつて、それを何十年放置していくのではなくて、定期的に予防保全といつか、そういう形で発生し得る維持管理費を抑制するだとか、あるいは今保健センターや改善センターでやっているように長寿命化といいたしうか、そういった対策も必要であらうというふうに考えます。いずれにしても、それらを進めていくためには中長期的な視点に立つた計画性といいたしうか、いつにどういうことをやつて、いつにどういうことをやつてと、それを前もつて整理をしておくということが必要なのだらうといふこと、それから維持管理以外にも例えば用途廃止しますといつたときに、ではその施設をそのまま壊してしまうのではなくて転用できないかとか、あるいは譲渡できないかとか、そういう廃止に伴う費用の削減に向けた取り組みといふのも必要でしょうし、もつとつうと例えば、では廃止して、除却するといつたときにも単純に一般財源で除却するのか、あるいは何がしかの有利な財源を見つけてきて、除却費の町の負担を軽減するのか、そういったやりようは多分いろいろあるのだらうといふふうに思ひます。それらをトータルで行つて、全体的な抑制を図つていきたいといふところもありますし、当然のことながら施設管理に限らず、町の財政自体を改善をしていつて、それらの適切な管理経費であつたり公費を捻出する、そういった取り組みも同時並行で必要なのかなといふふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） わかりました。

そこで、今回壮瞥町定住促進、公共施設有効計画、これが議員さんの皆さんに配付されていると思ひますけれども、平成25年から29年度までの年度においていろんなことが示されておりますけれども、この4年間現状と課題、また見直しを含め30年度以降の第2期計画にどのようにこのことを反映させていくのかを聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

この定住促進・公共施設有効活用計画につきましては、平成25年度から29年度の5年間といふことで、2つのテーマがございます。1つは人口減少の抑制対策と、それから公共施設の適正配置、その2つをソフト、ハード両面から行つていこうといふのがこの計画の趣旨でございます。ソフトのほうにつきましては定住対策、それまでは、アイテムといふ表現が適当かどうかわかりませんが、ほかの町ではあるのだけれども、うちの町にはない、そういう定住促進制度、そういったものどんどんつくつていつて、展開をして、おかげさまで近年は社会減のほうは大分改善してきたといふ傾向が出ています。今回この公共施設の関係でハード事業のほうに関して言ひますと、計画の4年間の中で前半のほうでは子育て応援住宅を整備したり、あるいは商工会さんと連携をする形で民活による町有住宅の代替施設の確保といふものを前半のほうで行つておりました。後半のほうでは、まさし

く今年度やっていますが、改善センター、あるいは保健センターの機能向上改修というものをやって、できるだけ財政負担が平準化されるようにバランスよく展開をしてきたつもりであります。ただ、その中でやはり計画を推進していて感じることは、特に大規模事業に関してはある程度合意形成までに時間がかかったりとか、あるいは財源確保が思うように進まなかったり、すぐに採択されるということでもない、そういうケースもあるということが改めてわかりましたので、特に第2期の計画を策定予定でございますが、そこではより一層前広に計画性を持って事業を進めていくということを念頭に置いて策定が必要かなということと、実は第1期計画の中でもこうします、ああしますというふうに決めていない施設が幾つかございます。あくまでも検討というような表現にとどめていたり、そこにはのせていない施設であったり、そういった施設もございますので、第2期の計画策定においてはそういった施設にもできるだけ方向性を打ち出せるような、そういう検討した上で計画策定に当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） 今説明いただきましたけれども、第2計画につきましてはもう少し踏み込んだ中で住民の意見なりを聞いていただきながらこの作成に努めていただきたいと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

また、この次は公営住宅について伺いたいのですけれども、公営住宅については、平成34年から35年度に予定されている建部改良住宅の建てかえに向けて改良住宅の入居状況をちょっと調べさせていただきました。その中で64戸中単身世帯が35世帯、55%です。その中で高齢者世帯が21世帯となっておりますが、高齢化が進む中で入居の現状を踏まえ、どのようにこのことについて受けとめて、建設に向けて取り組むのかをお伺ひしたい。これが1点目です。

2点目が入居者の高齢化状況を勘案し、シルバーハウジングを初めとする専用住戸の導入を検討とはどのようなことかちょっとお伺ひしておきたいと思います。

3点目です。今年度予定の農業研修生用のシェアハウス整備事業の新たな考えとして、既存の公営住宅、町営住宅をシェアハウス等に活用の可能性は考えられないかをお伺ひしたいと思います。

4点目は、高齢化対策に向けてシェアハウス的な建物の必要性も検討してみたいと思いますが、お伺ひしたいと思います。

○議長（松本 勉君） 答弁、建設課長。

○建設課長（工藤正彦君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の建部改良住宅の建てかえについてでございますが、壮瞥町公営住宅等長寿命化計画の中では現在64戸の建部改良住宅を48戸にすることとしておりますが、戸数に関しましては建てかえするときの状況ですとか、あと住んでいる方の意向ですとか、あと町として将来的に必要な戸数や財政的なものですとか、それから建てた後の維持管理経

費等も含めて改めて検討はしてまいりたいと思いますし、それから今話に出ておりました、質問に出ておりました単身世帯の部分ですが、広さなり間取りにつきましては多く居住していて、高齢者世帯も多いということで、必要に応じて単身者向けの住宅の間取りということも検討することにはなるとは思うのですが、それも戸数を決めるときと同様にそのときのニーズですとか、それから財政的なことですとか、建てかえ時の状況と、あと将来的なことも考えながら、仲洞爺の団地がことしから建てかえするのですけれども、そのときも実際住んでいる方にアンケート調査をしたりとかして、実際の２ＬＤＫとか３ＬＤＫの戸数を決めた経緯もありますし、同様に住んでいる方の意向も十分確認しながら適正な戸数ですとか間取りを決めていきたいというふうに思っております。

それから、高齢者向けの専用住宅の話でございますが、壮瞥町の公営住宅もバリアフリーの住宅は古くは平成７年ごろからの建設だったと思うのですが、壮瞥温泉団地もバリアフリーで建設していたり、その後の住宅もしらば団地ですとか南久保内に建てた平家の高齢者用の住宅ですとか、あとほとと団地ですとか、あと新しいところでは南久保内のふれあい団地もバリアフリーで設置をしておりますして、南久保内団地のふれあい団地につきましてはトイレも車椅子で入れるような広さが確保されていたり、台所も収納を改良することによって車椅子で台所を使えるような仕組みにもなっています。現在は高齢者のための専用住宅というよりは、公営住宅の建設自体が高齢者だけではなくて、子供から高齢者であったり、障害者の方も含めて安心して暮らせる住宅というのが基準になっておりまして、ユニバーサルデザインというふうに言われているのですけれども、何年か前に町で定めた公営住宅の整備基準におきましてこのユニバーサルデザインの視点に立った技術基準により措置することとなっておりますので、建部改良住宅を建てかえるときにおいてもこの基準に基づきながら、高齢になられても壮瞥町で安心して暮らせるような公営住宅の整備を検討していきたいというふうに思っております。

それから、町営住宅をシェアハウスとして使うということだったと思うのですが、公営住宅につきましては法の規制等もありまして、なかなか自由に使うということは難しいのですが、町有住宅につきましては現在 58 戸ありまして、そのうち改修に多額な経費がかかるものについてはちょっとあいているところもあるのですけれども、例えば南久保内のふれあいセンターの前にある町有住宅は現在も農家さんのほうに来ている方の住居として利活用していたり、今後は南久保内で、久保内の久保内中学校が統合で閉校することによりまして南久保内にある町営住宅が数があくようにもなります。町有住宅ですので、職員ですとか教職員が住むのが基本としながらも、あいている町有住宅につきましては有効活用できるように検討することも可能ですし、ほかの課との情報共有を図りながら利活用については検討していきたいというふうに思っております。

それから、高齢者のシェアハウスの関係ですが、これは５年ぐらい前に名古屋市でたしか全国初で高齢者向けのシェアハウスというのを公営住宅でつくっています。それは、玄関とかトイレとかお風呂は共有部分があって、その中に４畳半程度の個室がある住宅で、

たしか介護サービスというか、見守りのサービスもついていたかなと思うのですけれども、独居老人の孤独死の対策というか、その一つとして始めたというふうなたしか聞いていたのですが、壮瞥町も高齢化が進む中で公営住宅に、先ほども話も出ておりましたが、単身で入居されている方もたくさんおりますし、今までは、先ほど答弁したとおり、安心して暮らせるのはこの住宅の整備という部分ではしてはきているのですが、それとは別な考えとして、シェアハウスの考え方につきましては現時点でどのぐらいニーズがあるのかですとか、またその必要性については福祉部門との連携も必要になってくるのかなというふうには思いますけれども、今まで具体的なこと余り考えたことが、検討したことがないので、今後町内の状況ですとか公営住宅に入居されている方の状況等を把握しながら、高齢化に対応した施策の一つとして効果的なものと判断される場合には検討することもできるかなというふうには思いますが、現段階では一つの手法の提案として聞いて、お受けさせていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松本 勉君） 6番、加藤正志君。

○6番（加藤正志君） わかりました。できるだけ積極的にできる部分から取り組んでいただきたいと思います。

また、今回財政的な面で相当これからは大変な財政運営が伴ってくるのかなという思いで、公共施設の整備や公営住宅建築の時期、要するに今回町政執行方針の中で言っていました中学校の統合後の6カ年のうちに改修、建てかえ等も含めながら検討するような内容にも示されておりました。そういう中と、また改めてこの建部改良住宅の建築も重なって、時期が重なりますよね。そういう中で全体的な財政の計画、数値目標も示す必要性があるのかなと思っております。そういった部分も作成が可能なのかどうかを聞かせていただきたいのと、最後に町長のほうから公共施設や公営住宅の大幅な財政支出を見込める中、行政サービスや産業振興の低迷につながらないように町民の多くの意見を聞いていただきながら取り組んで、進めていただきたいと思いますけれども、町長の受けとめ方をお伺いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（松本 勉君） 答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（庵 匡君） 前半の財政計画の関係につきまして、私のほうからご答弁をいたします。

先月ですか、先月の議会の全員協議会の中で現在取りまとめをしております行政改革大綱案についてお配りをしてご説明をしております、その中に平成34年ぐらいまでの現状での財政見通しもお示しをさせていただいたところです。ただ、それには先ほどお話のあった学校教育施設ですとか公営住宅、そういったものの事業費というのは反映はしておりません。来年度になりますか、29年度に大綱に基づく行政改革の実施計画を策定していくことになるのですが、その作業の中でそういった大規模事業もどのように負担しながら

やっていくかという、そういう大規模事業を反映した、加味した財政計画、財政収支見通しを作成する予定でありますので、ある程度全体像が把握、整理できた段階で議会の皆様にもご提示をさせていただいて、ご相談をさせていただこうというふうに思っております。何とか早い段階で協議をできるように作成の準備を取り進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本 勉君） 町長。

○町長（佐藤秀敏君） 将来の行政サービスの低下等についてのご質問ですが、私が平成 23 年度から町長として担わせていただいておりますけれども、過去 5 年が経過するわけでありまして、やはり町民の皆さんにさまざまな住民サービスを提供してまいったつもりでございます。子育て応援から高齢者の福祉施策までコミュニティタクシーも含めていろんな事業に取り組んできたかなというふうに思っております。また、その間まちづくり総合計画を上位計画として、先ほどから議論していただいております定住対策と公共施設有効活用計画、あるいは総合戦略の策定など将来を見据えながらそういった計画を立てながら事業を進めさせていただいております。おかげさまをもちまして平成 27 年末まではお預かりしていた基金を減らすことなく今まで今日まで進めさせていただいておりましたけれども、やはり今後先ほどから議論されております建部改良住宅の建てかえでありましたり、また中学校統合後の壮瞥中学校の老朽化に対する対応等も今後大きな財源が必要になってくるだろうというふうに思っておりますし、今進めております仲洞爺団地、あるいは滝之町、この中島 1 号線の防災絡みの避難路としての整備も今着手しております。こういったことに今後大きな財源が必要になってまいります。ですので、行政改革の計画を今検討している最中でございますので、その計画を策定し、そして今後そういった事業に取り組んでいけるよう今後の行政でのコスト削減等も含めて行政改革実施計画の中にも盛り込んでいければいいかなというふうに思っております。これからも議員の皆さんや町民の皆さんにこういった行政改革を進める上での計画についてもご説明をして、ご理解をいただきながら、本当に多少基金は使わせていただくとは思いますが、大幅にこの基金を減らすようなこともなくこの町を受け継いでいける人がたに将来多くの負担がかからないような方法でこの事業が進めていければいいかなというふうに思っております。また、多くの国の支援策も取り入れながら、いろんな角度で研究しながら進めていきたいというふうに思っております。何とか町民の皆さん、住民サービスを低下させることなく、また基幹産業等々の産業の振興も同じように進めていくことが大事かなというふうに思っております。今後とも皆さん方の支援をいただきながら壮瞥町の将来に向けてまちづくりを進めてまいりますので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松本 勉君） これにて一般質問を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（松本 勉君） お諮りいたします。

議事の都合により３月１４日から３月１６日までの３日間休会にいたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、３月１４日から３月１６日までの３日間休会にすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（松本 勉君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

３月１７日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 ２時 １１分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

平成２９年壮瞥町議会第１回定例会会議録

○議事日程（第４号）

平成２９年３月１７日（金曜日） 午後 ２時４５分開議

- 日程第 １ 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２ 議案第２０号 平成２９年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第 ３ 議案第２１号 平成２９年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 ４ 議案第２２号 平成２９年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 ５ 議案第２３号 平成２９年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 ６ 議案第２４号 平成２９年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 ７ 議案第２５号 平成２９年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 ８ 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1 番	佐 藤	忖 君	2 番	菊 地	敏 法 君
3 番	毛 利	爾 君	4 番	森	太 郎 君
5 番	真 鍋	盛 男 君	6 番	加 藤	正 志 君
7 番	高 井	一 英 君	8 番	長 内	伸 一 君
9 番	松 本	勉 君			

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町	長	佐 藤 秀 敏 君
副 町	長	杉 村 治 男 君
教 育	長	田 鍋 敏 也 君
会計管理者	小	松 正 明 君
総務課長（兼）		作 田 宏 明 君
企画調整課長	庵	匡 君
税務財政課長	上 名	正 樹 君
住民福祉課長	小 林	一 也 君
経済環境課長（兼）	阿 部	正 一 君
商工観光課長	齊 藤	英 俊 君
建設課長	工 藤	正 彦 君
生涯学習課長	山 本	貴 浩 君
選管書記長（兼）	作 田	宏 明 君
農委事務局長（兼）	阿 部	正 一 君
監委事務局長（兼）	齋 藤	誠 士 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼）	齋 藤 誠 士 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（松本 勉君） これより本日の会議を開きます。

（午後 2時45分）

◎議事日程の報告

○議長（松本 勉君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 勉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

7番 高井一英君 8番 長内伸一君

を指名いたします。

◎議案第20号ないし議案第25号

○議長（松本 勉君） 日程第2、議案第20号 平成29年度壮瞥町一般会計予算について、日程第3、議案第21号 平成29年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について、日程第4、議案第22号 平成29年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第5、議案第23号 平成29年度壮瞥町介護保険特別会計予算について、日程第6、議案第24号 平成29年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について、日程第7、議案第25号 平成29年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第20号から議案第25号までの6件については、3月10日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

2番、菊地敏法君。

○予算審査特別委員会委員長（菊地敏法君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

平成29年3月10日開催の第1回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第20号から第25号までの平成29年度各会計予算について3日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第20号 平成29年度壮瞥町一般会計予算について以下5件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第20号から第25号までを審査するため、特別委員会を平成29年3月15日から17日までの3日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、平成 29 年 3 月 10 日開催の第 1 回定例会において本特別委員会に付託されました議案第 20 号から議案第 25 号までの平成 29 年度各会計予算について、慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、菊地敏法。

以上、報告を終わります。

○議長（松本 勉君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 20 号から議案第 25 号までの 6 件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 20 号から議案第 25 号までの 6 件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号から議案第 25 号までの 6 件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（松本 勉君） 日程第 8、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松本 勉君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(松本 勉君) これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、平成 29 年壮瞥町議会第 1 回定例会を閉会いたします。
(午後 2 時 5 0 分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員